

「東京都福祉のまちづくり推進計画（案）」の概要

計画の位置付け

全ての人々が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画

計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

※現行の計画は、平成31年度から令和5年度までの5年間

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

推進計画の基本的視点と取組の体系

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等の推進を図っていきます。

- (1) 交通機関におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- (2) 道路におけるバリアフリー化
- (3) 面的なバリアフリー整備

2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立つて、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます

- (1) 建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- (2) 公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- (3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

- (1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備
- (2) ホームページ等による情報提供の充実
- (3) コミュニケーションにおける支援の充実

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人々が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

- (1) 普及啓発・学習機会の充実
- (2) 多様な人の社会参加の推進

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

令和6年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていきます。

- (1) 避難所等の確保及び事前の備え
- (2) 発災時における避難所等での要配慮者への支援
- (3) 帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- (4) 日常生活における事故防止

東京都福祉のまちづくり推進計画（案）

（令和6年度～令和10年度）

～ユニバーサルデザインが浸透した都市東京をめざして～

令和6年3月



目 次

第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

1	計画策定の経緯	2
	(1) 都における福祉のまちづくりの取組	
	(2) 新たな計画策定に向けて	
2	計画の位置付け	3
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 計画期間	
	(3) 他の計画との関係	
3	計画の目標	4
4	5つの視点	5
5	計画の推進体制	6
6	計画の進行管理	7

第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1	社会的背景	9
2	福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果	12
3	我が国の動向	16
	(1) 障害者権利条約の批准と国内法の整備	
	(2) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定	
	(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正	
	(4) その他の関連する法律	

第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

1	誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進	20
	(1) 交通機関におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進	
	(2) 道路におけるバリアフリー化の推進	
	(3) 面的なバリアフリー整備	
2	全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備	32

(1) 建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進	
(2) 公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進	
(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進	
3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築・・・・・・・・・・	43
(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備	
(2) ホームページ等による情報提供の充実	
(3) コミュニケーションにおける支援の充実	
4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進・・・・・・・・・・	51
(1) 普及啓発及び学習機会の充実	
(2) 多様な人の社会参加の推進	
5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え・・・・・・・・・・	58
(1) 避難所等の確保及び事前の備え	
(2) 発災時における避難所等での要配慮者への支援	
(3) 帰宅困難者対策における要配慮者への支援	
(4) 日常生活における事故防止	
第4章 計画事業の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86

第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

1 計画策定の経緯

(1) 都における福祉のまちづくりの取組

都は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現に向けて、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、都独自の整備基準による施設の整備や、教育及び学習の振興、事業者や都民への情報提供等に取り組んできました。平成21年には、それまで取り組んできた、高齢者や障害者に対する様々なバリアを取り除くという「バリアフリー^{*1}」の視点から、全ての人のためにより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリアを生み出さないようにする「ユニバーサルデザイン^{*2}」を基本理念とした条例へと福祉のまちづくり条例を改正しました。

また、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、全庁横断的な推進計画として、平成10年に東京都福祉のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、その後5年毎に推進計画を改定しながら、建築物や公共交通施設、歩道、公園等のバリアフリー化に加え、心のバリアフリーや情報のバリアフリーなど、ハード・ソフトの両面から様々な取組を推進してきました。

(2) 新たな推進計画策定に向けて

福祉のまちづくり条例に基づき設置した、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、東京に集う全ての人が自らの意思で暮らし、社会参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向け、高齢者や障害者等の当事者や関係団体等が長い時間をかけて福祉のまちづくりを築きあげてきた経緯を踏まえ、これまで多くの提言を積み重ねてきました。

令和5年1月、第13期協議会から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の開催を契機としたこれまでの取組の成果を踏まえつつ、10年後の東京を見据えて、「東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開」、「共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進」、「誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実」、「生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進」、「防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進」の5つの項目に係る課題と方向性について意見具申がなされました。

また、令和5年11月、第14期協議会から、前期の推進計画の計画期間における実施状況の評価や福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果を踏まえ、「東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的考え方」と題した意見具申がなされました。意見具申では、交通機関、道路、建築物等において、施設や環境の整備を行うとともに、合理的配慮の提供や情報保障を

行うなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリーを推進すること、情報バリアフリー環境の構築や心のバリアフリーの理解促進などソフト面の取組を更に充実させることなど、今後、福祉のまちづくりを総合的に推進していくための課題を整理し、次期推進計画で取り組むべき施策の方向性について示されました。

また、近年の障害者関係法令の整備を契機に、社会生活における様々な場面での障害者への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について位置付けられてきましたが、障害者といっても、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、精神障害、内部障害、難病など多様な障害特性があり、障害者手帳のない人もいます。高齢者については、加齢や疾病等による視覚や聴覚、身体等の機能低下は個人によって異なり、何らかの認知症の症状を有する人も増加しています。他にも、妊産婦、乳幼児連れ、子供、外国人等のニーズも多様化してきており、様々な配慮が求められています。

都は、上記の意見具申等を踏まえ、利用者の視点に立った環境整備や取組を加速させるとともに、東京2025デフリンピック^{※3}も見据え、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを更に推進するため、計画を検討してきました。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

推進計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第7条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

(2) 計画期間

第14期意見具申「東京都福祉のまちづくり推進計画策定の考え方」を踏まえ、ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を加速することができるよう、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(3) 関連する他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象にしており、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要です。推進計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な施策や他の計画と相互に連携していく必要があります。

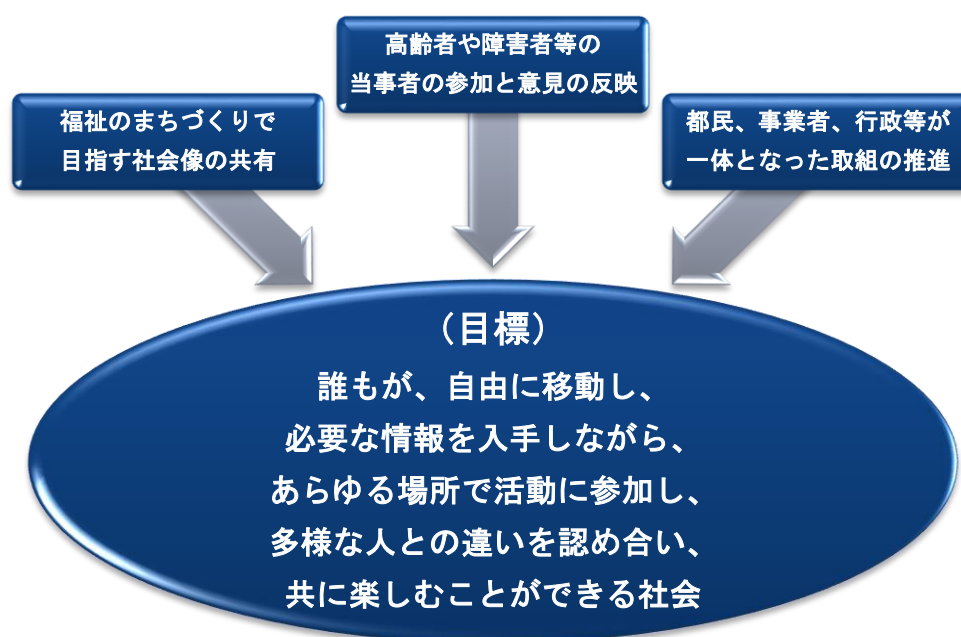
3 計画の目標

本推進計画では、ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して、都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目標とします。

この目標を達成するためには、東京 2020 大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの取組を都市のレガシーとして継承・発展できるよう、利用者の視点に立った環境整備を一層進めるとともに、東京 2025 デフリンピックやその先を見据えて、国籍や障害の有無に関わらず、施設やまちにおけるハード面のバリアフリー化とソフト面の情報バリアフリー、心のバリアフリーの取組を更に推進していく必要があります。

また、推進に当たり留意すべき3つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っていきます。

(目標と推進に当たり留意すべき3つのポイント)



4 5つの視点

次の5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めていきます。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等の推進を図っていきます。

(2) 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます。

(3) 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

(4) 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

(5) 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

令和6年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていきます。

5 計画の推進体制

福祉のまちづくりを推進するためには、都、区市町村、事業者、都民の地域社会の様々な活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。

(1) 都民の役割

都民は、福祉のまちづくり推進のため、高齢者や障害者を含めた全ての人にとって暮らしやすく、訪れやすいまちづくりへの理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、それを進める取組に積極的に参加し、相互に協力することが求められています。

(2) 都の役割

都は、全ての人々が自由に移動し、平等に社会参加できるよう、区市町村、事業者及び都民の参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進しています。このため、次の役割が求められています。

- ・福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを進めること
- ・都立施設について、施設運営者として施設整備や施設サービスの提供を図ること
- ・区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として最大限役割を発揮できるよう、区市町村の取組を効果的に支援すること
- ・都民、事業者等の福祉のまちづくりへの理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供及び技術的支援をすること

(3) 区市町村の役割

区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性やニーズに応じた福祉のまちづくりを推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備すること
- ・区市町村立施設について、施設運営者として施設整備や施設サービスの提供を図ること

(4) 事業者の役割

都市施設^{※4}を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・自らが所有・管理する施設、物品及び提供するサービスなどについて、法令や条例等の趣旨を十分に踏まえた取組を実施すること

6 計画の進行管理

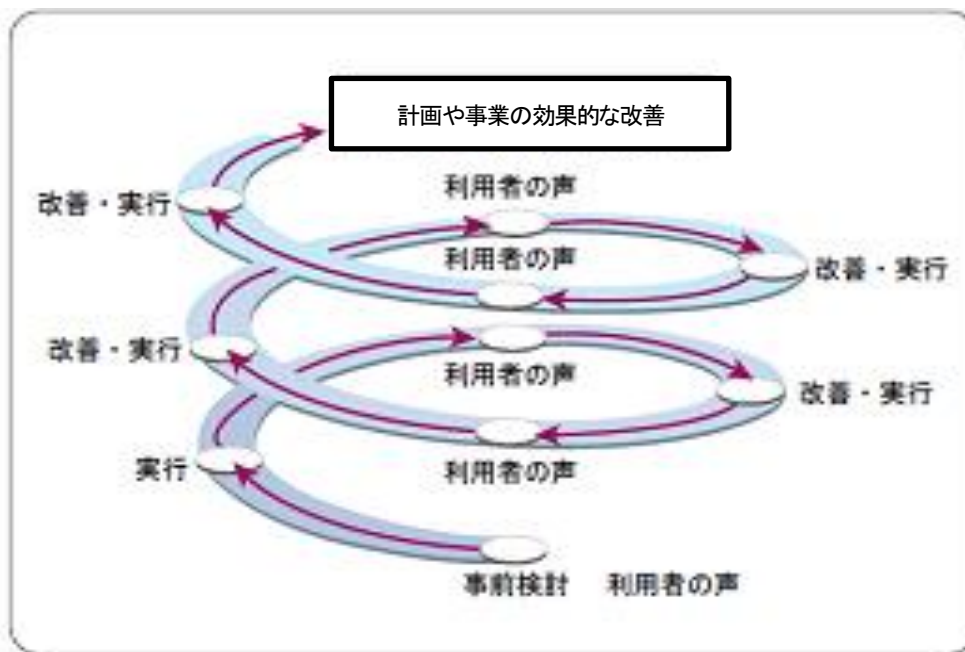
福祉のまちづくりを効果的に進めるため、計画に盛り込む分野別の施策の方向性や事業の目標を設定し、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視して評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップ^{※5}の仕組みによる進行管理を行います。

ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備やまちづくりを進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握する必要があります。施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等との意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用していくことが重要です。

また、誰もが利用目的どおりに施設や設備を利用できるように、ハードの設備と一体となった人的サポート等のサービスの提供が必要です。更に、誰もがスムーズに情報を入手できるよう、非常時や緊急時も含めて、適切に必要な情報を提供することが求められます。

こうした観点から、各事業における目標の達成状況について、行政が定期的な評価を実施し、都民の意識調査の考察や利用者の声も踏まえて検証した結果について、事業の改善や実行につなげるとともに、次の計画に反映させることにより、効果的にスパイラルアップを図っていきます。

(参考) スパイラルアップの仕組み

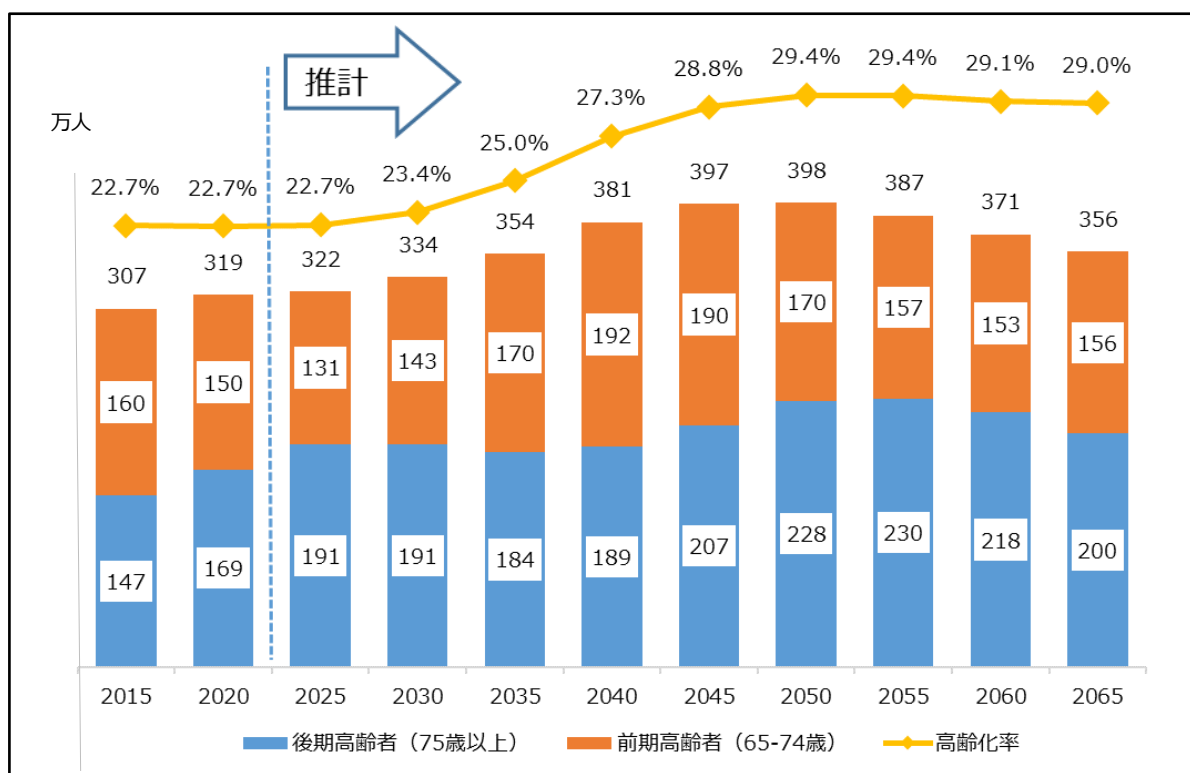


第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1 社会的背景

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2（2020）年は22.7%でしたが、今後更に高齢化が進み、令和17（2035）年には25.0%（約4人に1人が高齢者）、団塊ジュニア世代が75歳を超える令和32（2050）年には29.4%（約3人に1人が高齢者）とピークを迎え、以降は減少していくと見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、令和2（2020）年には前期高齢者が約150万人、後期高齢者が約169万人となり、後期高齢者の人口が前期高齢者を上回りました。

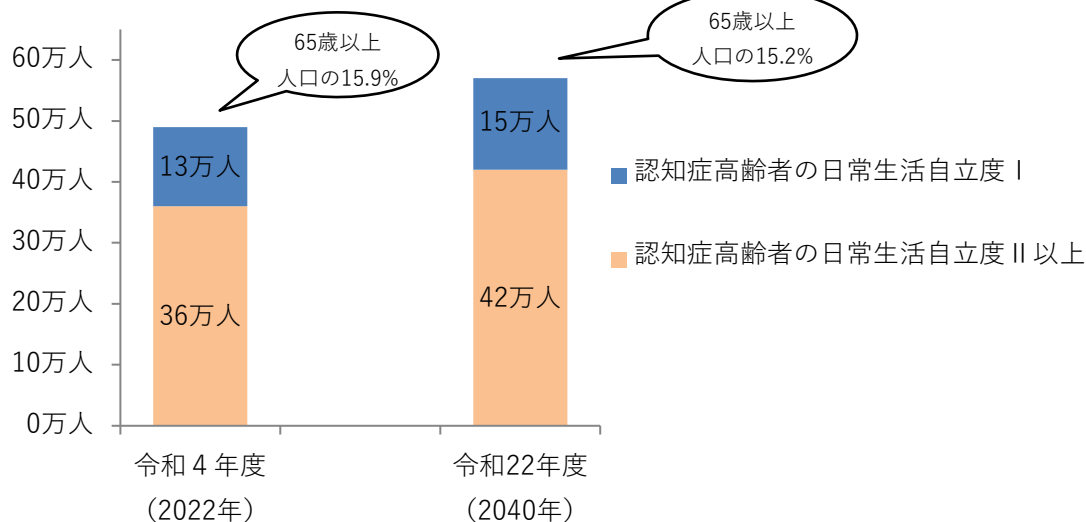


＜東京都の高齢者人口の推移＞

出典：総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補充結果」

備考：2025年以降は、東京都政策企画局による推計。四捨五入により、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4（2022）年11月時点で約49万人に達し、令和22（2040）年には約57万人に増加すると推計されています。

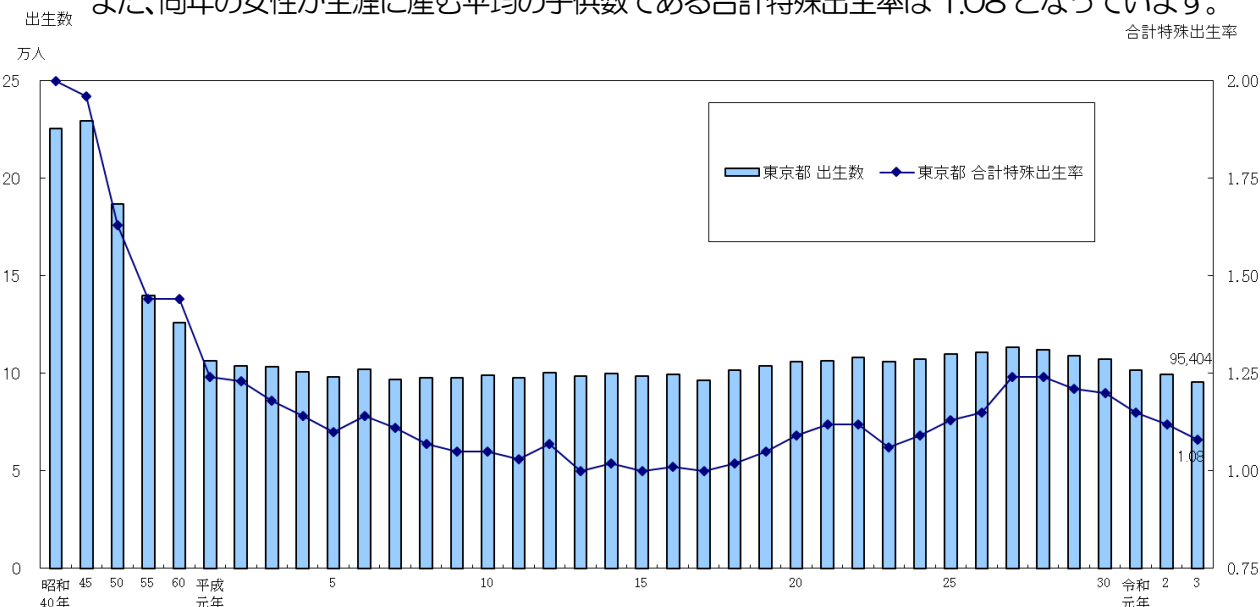


＜認知症高齢者の推計（東京都）＞

出典：東京都福祉保健局「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

備考：新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4（2022）年度の認知症高齢者数の算出にあたっては、自立度不明の者を自立度Ⅰ以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

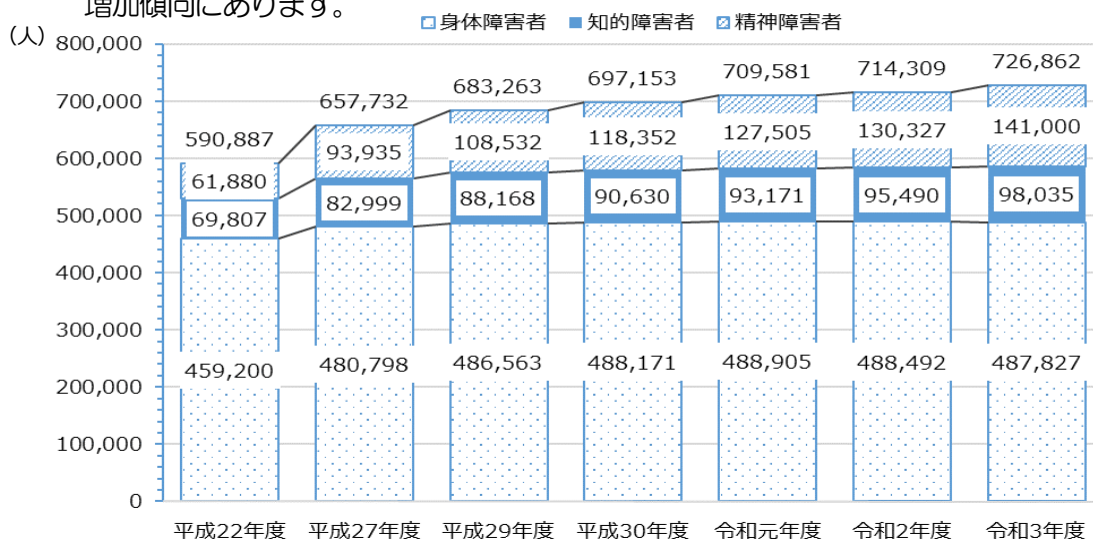
- 令和3（2021）年の都における出生数は約9万5千人で、前年からやや減少しています。また、同年の女性が生涯に産む平均の子供数である合計特殊出生率は1.08となっています。



＜出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）＞

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

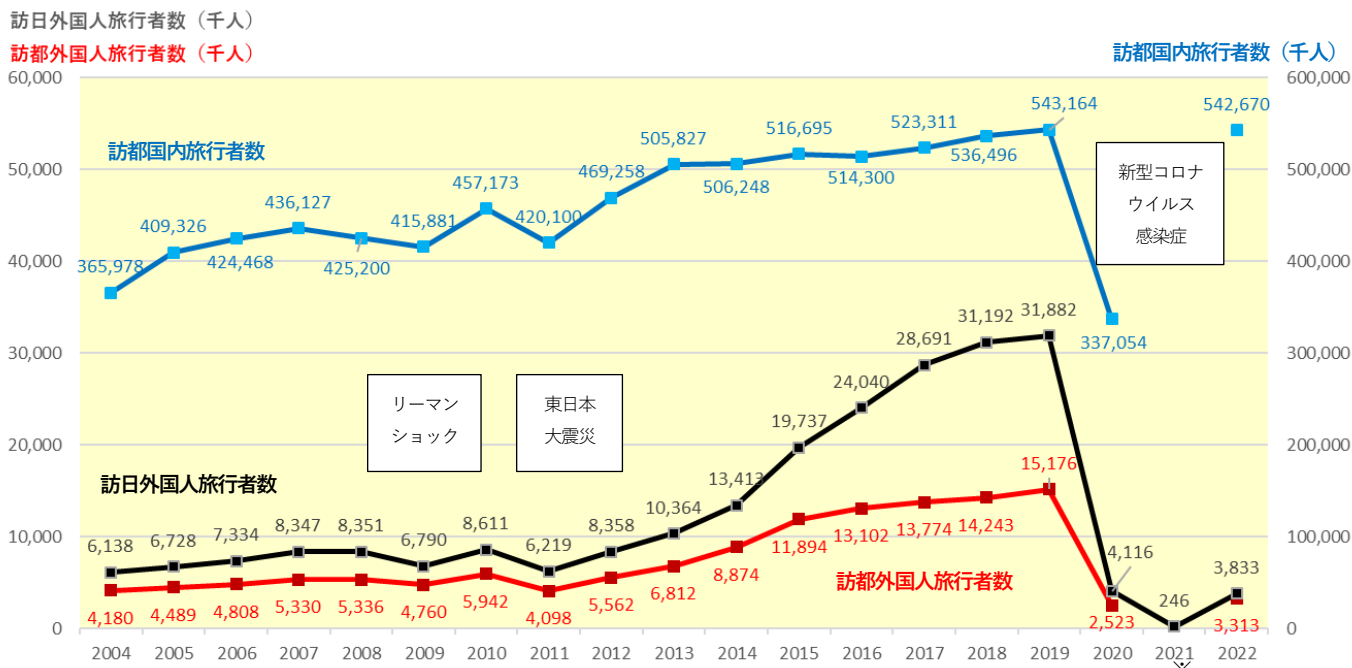
○ 都内の障害者手帳の所持者数は、令和3（2021）年度末では約73万人となっており、増加傾向にあります。



＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞

出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計 年報」

○ 東京を訪れた外国人旅行者数は、令和元（2019）年は約1,518万人でしたが、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて約252万人に減少しました。また、東京を訪れた国内旅行者数は、令和2（2020）年は約3億3,705万人でした。直近（令和4（2022）年）調査では、外国人旅行者数は約331万人となり、国内旅行者数は令和元（2019）年度並みの約5億4,267万人に戻っています。



＜訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移＞

出典：日本政府観光局「訪日外客数」、東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」

※2021年は、「訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数」の調査結果なし

2 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、「都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）」については5年毎に調査し、直近では令和3年度に行いました。

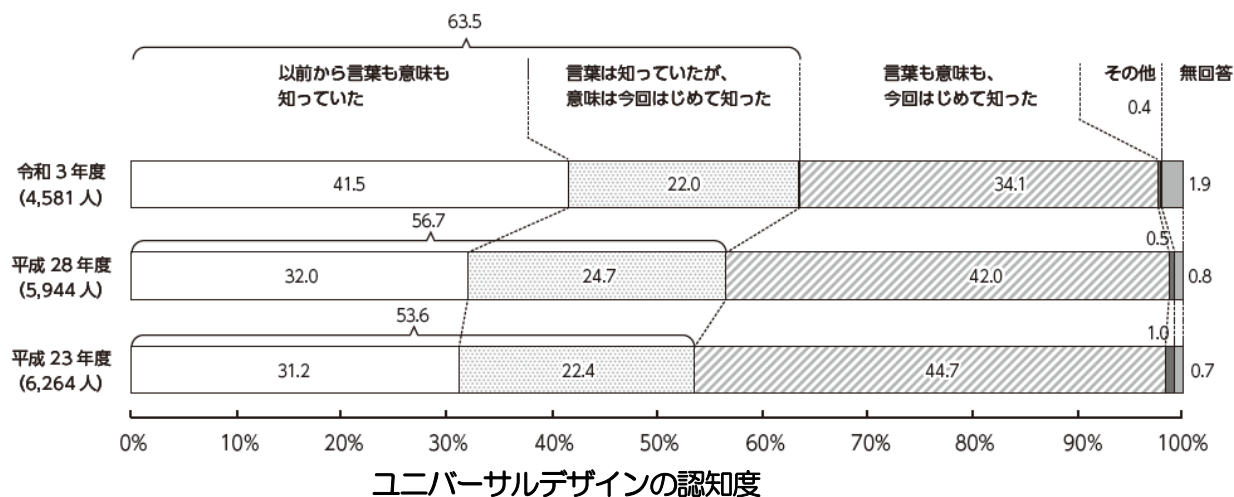
また、心のバリアフリーをより一層推進していく基礎資料とするため、平成28年度に「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」を行い、令和3年度には上記の「東京都福祉保健基礎調査」の中で行いました。

調査の結果は次のとおりです。福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要があります。

※第1章2において、特に記載がないものの出典は全て、東京都福祉保健局「都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）令和3年度東京都福祉保健基礎調査」（令和4年11月）です。

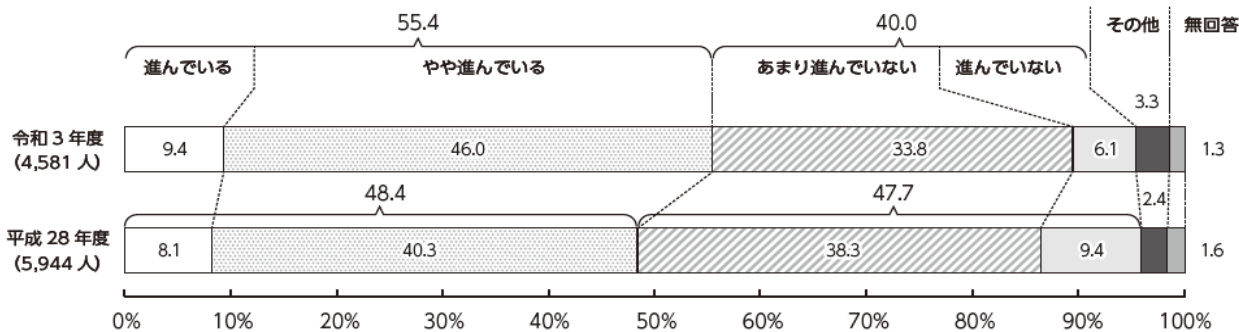
<「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約4割>

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」割合は41.5%で、平成28年度調査と比べて9.5ポイント増加しました。
- また、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」の割合は22.0%で、63.5%が「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていました。



<東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」が「進んでいない」を上回る>

○ 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は55.4%で、平成28年度調査と比べて7.0ポイント増加しました。また、「あまり進んでいない」と「進んでいない」を合わせた割合（40.0%）を上回っています。

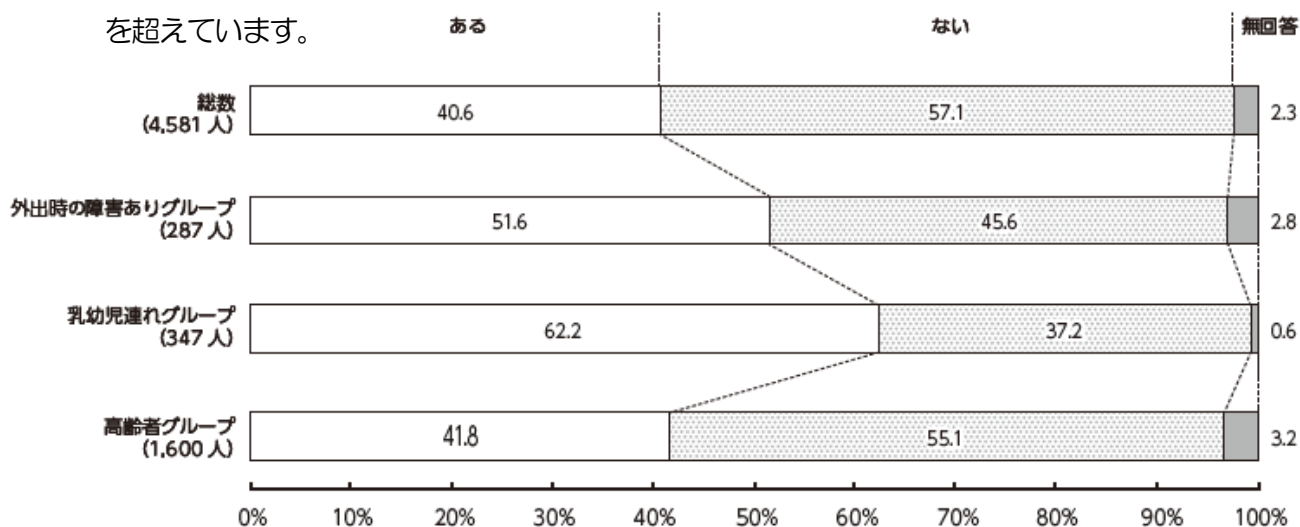


東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況

<日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は3ポイント減>

○ 日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安（以下「バリア」という。）を感じるところがあるかを聞いたところ、「ある」の割合は40.6%で、平成28年度調査と比べると、3.0ポイント減少しています。

○ また、「ある」の割合は、外出時の障害ありグループで5割を、乳幼児連れのグループで、6割を超えています。

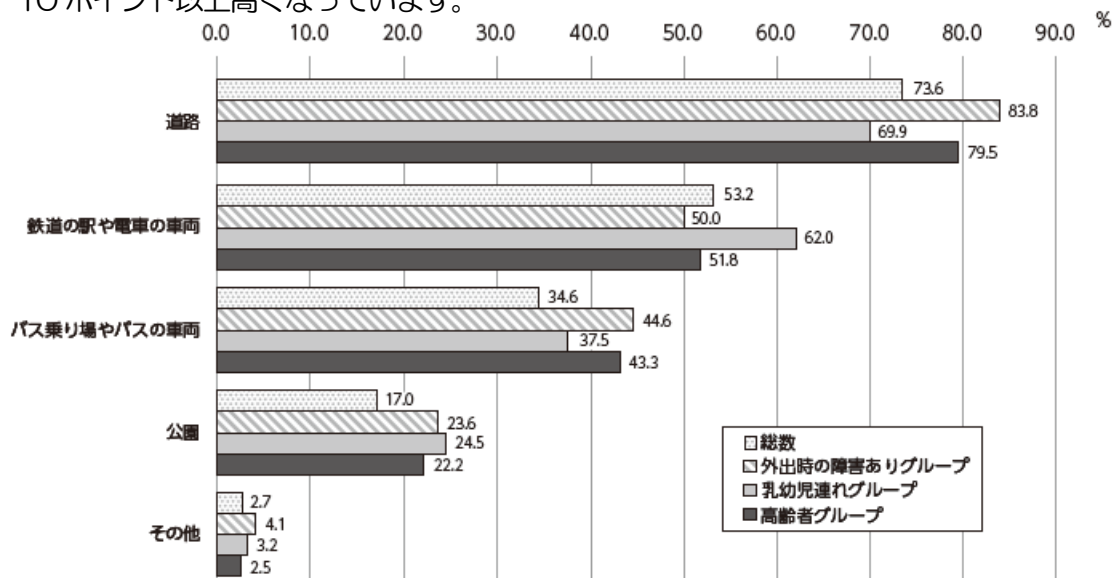


東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況－外出時グループ別

<バリアを感じる箇所は、「道路」が7割超、「鉄道の駅や電車の車両」が5割超>

○ 日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じるところが「ある」と回答した人に、バリアを感じる箇所を聞いたところ「道路」が73.6%で最も高く、次に「公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）」が53.2%でした。

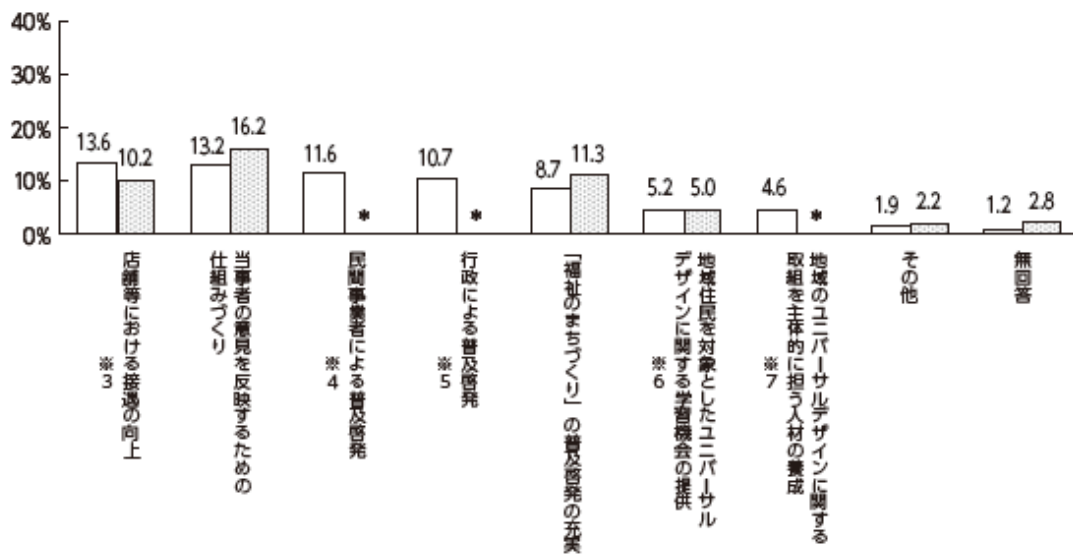
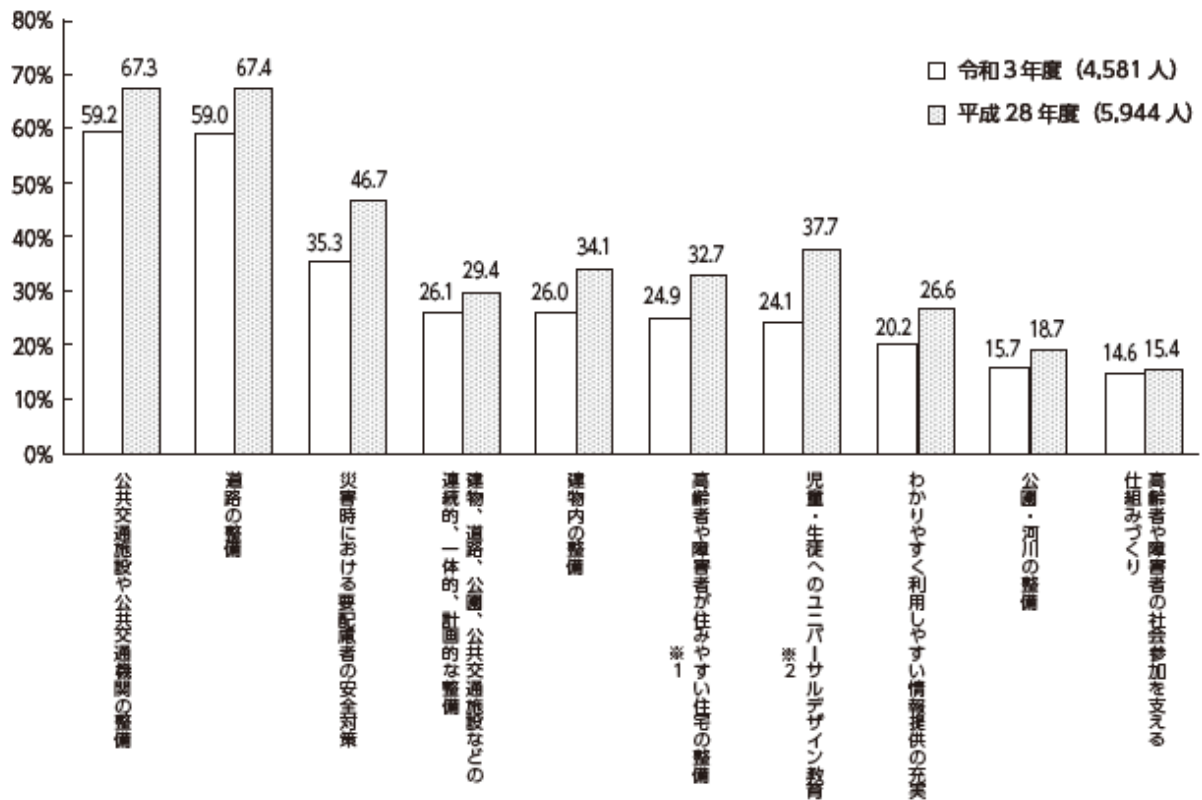
○ 乳幼児連れグループでは、「鉄道の駅や電車の車両」の割合が総数に比べて8.8ポイント高く、外出時障害ありグループでは、「道路」「バス乗り場やバスの車両」の割合が総数に比べて10ポイント以上高くなっています。



日常よく出かけるところに着くまでのバリアの箇所（複数回答）－外出時グループ別

<福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備>

○ 今後、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくに当たり、都が特に重点を置いて取り組む必要があるものを聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」、「道路の整備」がそれぞれ約6割でした。

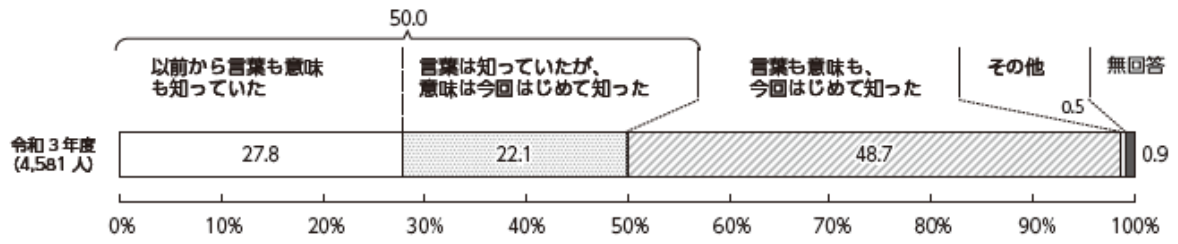


福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの（複数回答）

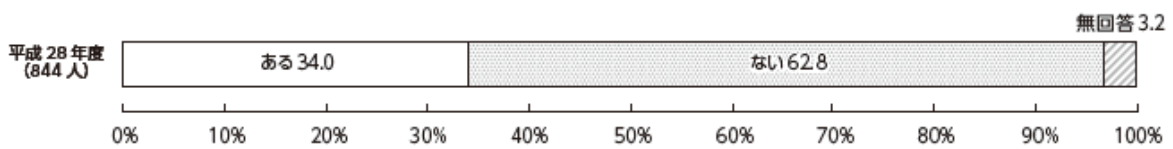
- (注1) ※1は、平成28年度調査では「高齢者や障害者にも住みやすい住宅の整備」としていた。
 (注2) ※2は、平成28年度調査では「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」としていた。
 (注3) ※3は、平成28年度調査では「民間事業者による従業員を対象とした接客対応向上等のための研修の実施」としていた。
 (注4) ※4、5、7は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。
 (注5) ※6は、平成28年度調査では「地域住民を対象にしたユニバーサルデザインに関するセミナー・ワークショップの推進」としていた。

<「心のバリアフリー」を知っているのは約5割>

- 「心のバリアフリー」の言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが意味は今回初めて知った」を合わせた割合は50.0%でした。
- 平成28年度に実施した「心のバリアフリーに関する意識調査」で、「心のバリアフリー」という言葉を「聞いたことがある」と回答した割合は、34.0%であり、16.0ポイント増加しました。



心のバリアフリーの認知度 (令和3年度)



心のバリアフリーの認知度 (平成28年度)

出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」(平成29年3月)

3 我が国の動向

(1) 障害者権利条約^{※6}の批准と国内法の整備

平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を批准しました。

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって生ずるという、「障害の社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」^{※7}の理念が盛り込まれました。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成28年4月に施行されました。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じた合理的配慮が公共機関

に義務付けられました。令和3年5月には、「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が民間企業にも義務付けられ、令和6年4月から施行されることとなりました。

令和4年5月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行されました。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う」等の理念が盛り込まれました。

令和4年9月には、障害者権利条約に関する我が国の報告に対し、障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告が行われました。福祉のまちづくりの視点では、施設及びサービスの利用の容易さを「アクセシビリティ」として確保するべきとした上で、情報のアクセシビリティ^{※8}、学校、公共交通機関、集合住宅及び小規模店舗のアクセシビリティ、建築家や技術者教育の必要性、更には、災害時の情報保障や仮設住宅のユニバーサルデザイン化、インクルーシブ教育^{※9}の推進等、数多くの改善勧告が出されました。

(2) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 の策定

平成29年2月、国は、東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をとりまとめました。

行動計画では、共生社会の実現のためには、障害者権利条約の理念を踏まえ、全ての人が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底した上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」を全ての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要であると示されました。

これを踏まえ、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしています。

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

令和2年5月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）の一部を改正する法律」が公布されました。この改正により、公共交通事業者等の施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務が盛り込まれました。

令和4年3月には、建築物移動等円滑化誘導基準^{※10}が改正されました。「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加するとともに、「客席」に対する移動等円滑化誘導基準が設定されました。また、地方公共団体が、地域の実情等を踏ま

えて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能となりました。

(4) その他の関連する法律

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が公布されました。認知症基本法は、認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進します。

(1) 交通機関におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進

<現状>

① 都内鉄道駅（JR・私鉄・東京メトロ・都営地下鉄等）

○ 都内の鉄道駅においては、エレベーターの設置等によるバリアフリールートの1ルート^{※11}確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置^{※12}、車椅子利用者対応トイレ^{※13}等の設置について、ほぼ全駅で達成しています。

○ 都内の鉄道駅のホームドア整備率は全体で約5割、JR・私鉄駅の整備率は約4割、東京メトロ・都営地下鉄駅の整備率は約9割となっています（都営地下鉄駅では、令和6年2月末に全ての駅のホームドア整備が完了する見込み）。

○ ホームドア整備及び複数の出入口や乗換経路でのバリアフリールートの確保等について、補助事業を活用した整備を促進してきました。

○ 複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅等においては、交通事業者や施設管理者等が連携した案内サイン等の改善について、新宿駅、渋谷駅、池袋駅、東京駅、品川駅、立川駅、八王子駅等の9駅で案内サインの連続性確保や表示内容の統一等を実施しました。

② バス（都営・民間）・タクシー

○ 地域の身近な交通手段として都内を走行する路線バス車両のノンステップ化がほぼ完了しました。都営バスについては、平成24年度にノンステップ化が完了しています。

○ 都営バスの停留所において、上屋・ベンチ等を整備してきました。

○ 国内外からの多様な旅行者を迎えるため、観光バス等のリフト付き車両の導入を促進してきました。

○ 車椅子利用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー車両について、都内を走行す

るタクシー約4万台のうち、約1万6千台に導入支援をしました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 都内鉄道駅（JR・私鉄・東京メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況

<都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況> (累計)

	令和4年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	758	743	98.0%
「車椅子利用者対応トイレ」の整備状況 (路面電車の駅を除く)	718	698	97.2%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	758	757	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	758	391	51.6%

② 都内のノンステップバス車両の普及状況

○ 都内を走行する路線バス車両では、「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」により、ノンステップ化が96.3%完了

○ 都営バスについては、平成24年度に全車両ノンステップ化を完了

<都内のノンステップバス車両の普及状況> (累計)

	令和4年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率 (%)
民営バス	4,308 両	4,091 両	95.0%
都営バス	1,467 両	1,467 両	100.0%
合計	5,775 両	5,585 両	96.3%

<課題>

① 都内鉄道駅

○ 既存のバリアフリールートでは乗換のために大きな迂回が必要な駅や屋根の無いルートを通る駅等において、駅周辺や駅の特徴を考慮して、各鉄道事業者と連携しながら、バリアフリールートの複数化を計画的に促進していくことが重要です。

○ 東京メトロ・都営地下鉄駅に比べて整備が進んでいないJR・私鉄駅のホームドアの整備については、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を踏まえた財政的支援とあわせ、扉位置の異なる列車等への対応等、技術的な課題への対応を行うなど、各鉄道事業者と連携しながら、計画的に促進していくことが重要です。

また、車椅子使用者等の単独での乗降が可能となるよう、ホームと車両の段差や隙間の縮小を進めていく必要があります。

- 駅構内のトイレにおいて、バリアフリー設備等の機能分散、車椅子利用者対応トイレの増設等を必要に応じて計画的に進める必要があります。

- 駅構内におけるピクトグラム、音声案内装置、視覚障害者誘導用ブロック、デジタルサイネージ等、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づいて案内設備の充実を進める必要があります。

また、事業者間で連携した案内サインの改善（乗換経路、近隣トイレ等）を駅による特性を踏まえて進める必要があります。

- ウェブサイト等でバリアフリーに関する情報（バリアフリールート、トイレのバリアフリー設備、ホーム上の単独乗降しやすい位置等）について分かりやすく提供を行うことが重要です。

- 駅員等による利用者への乗降介助（駅構内の誘導、車両乗降時のご案内等）等の対応全般に際し、合理的配慮の提供等を適切に実践できるよう、駅員等への教育を進める必要があります。

また、無人改札口・無人駅では、障害の有無等に関わらず運行情報の取得が可能な環境整備を図りつつ、聴覚障害者や視覚障害者とのコミュニケーションに配慮して利用者との連絡手段を明確にし、必要に応じて人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行う必要があります。

- 車両の更新に合わせて、車椅子やベビーカー等に配慮したスペースの導入を進めることが望ましいです。

また、車両内の車椅子利用者・ベビーカーのスペース等の確保や優先席の利用、エレベーターの優先利用等に際しては、真に必要としている人への配慮等、乗客同士による心のバリアフリーの実践に向けた広報を行うことが必要です。

② バス・タクシー等

- 地域に適した移動サービスを構築し、誰もが活動しやすいまちを実現するためには、区市町村が関係者と緊密な連携を図りながら、主体的に取り組むことが重要です。

- 観光バス、空港アクセスバスでのリフト付き車両やエレベーター付き車両の導入を促進する必要があります。

また、リフト付貸切バスを手配して旅行を催行する旅行業者に対して、通常の貸切バス料金との差額について支援していく必要があります。

- バス乗務員が利用者への乗降介助等（スロープ板設置、車椅子やベビーカーのベルト固定等）を適切に実践できるよう、接遇力の向上等を進める必要があります。
また、車椅子使用者やベビーカー利用者の乗降時に座席の譲り合いに協力していただけるよう呼びかけるなど、乗客による心のバリアフリーの実践に係る広報を行うことが必要です。
- ユニバーサルデザインタクシーの導入を更に促進していくとともに、合理的配慮の提供等を適切に実践できるよう、乗務員の接遇力や乗降介助の能力の向上を進める必要があります。

<今後の取組の方向性>

①鉄道駅・車両

- JR及び私鉄（東京メトロを除く。）の鉄道駅において、エレベーター等による1ルート確保の完了を目指します。また、既存のバリアフリールートでは遠回りや、乗換で地上や改札の外へ出ることになるなど、駅周辺や駅の特性を考慮し、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に基づき、鉄道事業者や区市町と連携して、複数・乗換ルートの整備促進を図っていきます。
また、都営地下鉄では、現在、乗換駅等でのエレベーター整備やバリアフリールートの複数化を進めており、引き続き、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、整備を進めていきます。
- 駅ホームと車両の段差や隙間の縮小については、国土交通省の「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等を踏まえた駅や車両等の整備が行われるよう、ホームドア整備時などの機会を捉えて鉄道事業者に働きかけていきます。
また、都営地下鉄では、現在三田線での対策工事を実施しており、引き続き三田線の対策を進めるほか、浅草線でも対策を進めていきます。更に、車両更新に合わせて、全ての車両へのフリースペース導入を進めており、引き続き計画的に導入を進めていきます。
- JR及び私鉄（東京メトロを除く。）の鉄道駅において、「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」等を踏まえ、全ての人々がストレスなく利用できるトイレ環境の実現に向け、鉄道事業者や区市町と連携して、車椅子利用者対応トイレの増設や一般トイレへの機能分散等の促進を図っていきます。
また、都営地下鉄では、駅の大規模改修等の機会を捉え、一般トイレ内などに車椅子使用者が利用でき、オストメイト用設備等も備えたトイレを整備しており、引き続き、活用可能なスペース等を勘案しながら整備に努めていきます。
- 視覚障害者誘導用ブロックについては、国土交通省の「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等を踏まえた設置が行われるよう、バリアフリールー

ト整備時などの機会を捉えて鉄道事業者に働きかけていきます。

- 誰もが分かりやすく使いやすいターミナル駅の実現に向け、引き続き、案内サインの統一等を東京 2020 大会のレガシーとして、他のターミナル駅に展開していきます。
- 都営交通では、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づいて案内設備を整備しており、引き続きガイドラインに基づいた整備を実施するとともに、事業者間で連携し、より分かりやすい情報の提供に努めていきます。
また、ホームページ等でバリアフリーに関する情報を発信しており、引き続き、整備の進捗に合わせてホームページを更新していきます。
- 高齢者や障害者などの利用者が都営地下鉄等を安心して利用できるよう、引き続き、全ての駅係員のほか、乗務員についてもサービス介助に係る資格取得を進めていきます。
また、現在日暮里・舎人ライナーの無人駅では、カメラとモニター付のインターホンを設置しており、引き続き、聴覚や視覚に障害のある利用者への支援を実施していきます。
- 都営交通では、駅構内や車内でのポスターの掲出等を通じ、心のバリアフリーの推進に向けた取組を行っています。引き続き関係機関等とも連携し、取組を進めていきます。
また、都では、まちを移動する際の心のバリアフリーの実践につながるよう、ホームページや動画、リーフレット等を活用した普及啓発を引き続き実施します。

②バス・タクシー等

- 「東京における地域公共交通の基本方針」に基づき、地域の特性に応じた様々なニーズにきめ細かく対応できるよう、区市町村の取組を技術的、財政的に支援していきます。
また、駅前広場の整備や再編に合わせ、新技術も活用し、フィーダー交通の充実、新たなモビリティの導入など、交通結節機能の向上に取り組む区市町村と連携します。
- 路線バス車両については、引き続きノンステップ化を促進していきます。
また、都内バス事業者が乗降用リフト装置付バスを導入するにあたり、通常バスと比べ乗降用リフト装置付バスとした場合の価格の増加部分に関する経費を支援していきます。
- 障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズム^{*14}の充実に向けた取組を推進していきます。
また、都内旅行業者が、乗降用リフト装置付バスを貸切りで手配する旅行を催行する際の、通常バスの貸切料金と乗降用リフト装置付バスの貸切料金の差額を、支援していきます。

- 都営バスでは、バス停留所における上屋とベンチの整備を行い、利用者の快適性向上を図ります。また、乗務員を対象とした研修等を通じて、引き続き接遇力の向上を図ります。
更に、ポスターやリーフレット等を作成し、車内における座席の譲り合いや配慮が必要な方への理解促進等について広報を行っており、引き続き、こうした心のバリアフリーの推進に向けた取組を実施していきます。

- ユニバーサルデザインタクシーの普及促進に向けて、引き続き、ユニバーサルドライバー研修を受講することを要件として、車両の導入を支援していきます。

(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

<現状>

- 都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っている道路について、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で円滑に歩行・移動ができるよう、歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保などのバリアフリー化に取り組んでいます。
- 高齢者や障害者などを含む全ての人が日常生活で利用する駅や公共施設、病院などを結ぶ都道等において、区市町村の整備計画と整合を図りながら、歩道の段差解消・勾配改善・視覚障害者誘導用ブロック等について計画的に整備してきました。
また、無電柱化や連続立体交差事業等と一体的に歩道等のバリアフリー化を行ってきました。
- 高齢者や障害者などの交通事故を防止し、安全に、安心して道路を利用できるよう、重点整備地区等の交差点において、エスコートゾーン、視覚障害者用信号機等を整備してきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 都道のバリアフリー化の進捗状況

○ 整備実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30km	39km	16km	7km	5km

※平成28年3月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を策定し、令和4年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長180kmのうち、累計147kmを整備、整備率は81%

② 高齢者・視覚障害者等用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

(整備箇所数・年度末時点・累計)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歩行者感应式信号機 ^{※15}	669か所	672か所	673か所	677か所	665か所
視覚障害者用信号機 ^{※16}	2,467か所	2,757か所	2,863か所	2,932か所	2,982か所
エスコートゾーン ^{※17}	653か所	693か所	716か所	746か所	777か所

③ 駅前放置自転車対策の進捗状況

- 放置自転車等[※]の台数の推移（※原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
27,332台	25,008台	21,035台	19,430台	17,559台

<課題>

- 駅、生活関連施設^{*18} を結ぶ都道での歩道のバリアフリー化を更に進めるとともに、道路の面的なバリアフリー化を推進するため、区市町村道の特定道路^{*19} 等の歩道のバリアフリー化に対する支援を引き続き行う必要があります。
また、複数の道路管理者や交通管理者が連携して、視覚障害者誘導用ブロック・エスコートゾーン等の連続性の確保を図ることが重要です。
- ウェブサイト等での歩行空間に関するバリアフリー情報の提供、オープンデータ^{*20} 化に向けた検討を行う必要があります。
- 駅前放置自転車対策等と連動して、視覚障害者誘導用ブロック等を必要とする人がその利用を妨げられないことがないよう、都民への普及啓発を図っていくことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で円滑に歩行・移動ができるよう、歩道や地下歩道の整備、スロープ・エレベーター設置などによる立体横断施設のバリアフリー化整備を進め、利便性の向上を図ります。
駅や公共施設、病院などを結ぶ都道等においては、計画的に、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン・視覚障害者用信号機等の設置などのバリアフリー化を引き続き進めます。
- 区市町村道の特定道路のバリアフリー化に向けて、都道とバリアフリーのネットワークを形成するなどの路線に対する支援を実施し、引き続き国や区市町村と連携し、道路の面的なバリアフリー化を進めていきます。
- 災害時には、電柱の倒壊や電線の切断が物資輸送や救急活動の支障となり、復旧を遅らせる要因となります。また、歩道の電柱は歩行者や車椅子使用者の通行の妨げとなり、道路上の電線類は都市景観を損ねます。
そのため、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線類を地下に収容し、無電柱化を推進します。無電柱化事業を実施する場合は、沿道状況を勘案し、可能な限り舗装復旧工事に併せてバリアフリー化の整備を実施していきます。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人の安全かつ快適な移動が可能となる交通環境の実現に向けて、区部放射・環状道路や多摩南北・東西道路をはじめとして、地域幹線道路を含めた都市計画道路などの道路ネットワーク整備を推進していきます。

○ 踏切においては自動車交通が集中し、渋滞を発生させるほか、駅周辺では歩行者、自転車の動線が交錯して事故の危険性があります。また、車椅子使用者が踏切を通行する際、脱輪が発生し、事故や転倒の危険性があります。このため、抜本的な対策として、一定区間連続して鉄道を立体化し、踏切を除却する連続立体交差事業を推進することで、道路交通の安全確保や円滑な道路ネットワークを形成させ、都市の機能や利便性を向上していきます。

また、この事業に伴い、立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等の昇降施設整備をすることでバリアフリー化を進めていきます。

○ 国が検討中である、歩行空間における段差などのバリア情報等を「歩行空間ネットワークデータ」としてオープンデータ化し、バリアを避けた最適なルートのナビゲーション等のサービスの普及・高度化等を図る取組に係る情報を収集しつつ、必要な連携を図っていきます。

○ 駅周辺の放置自転車等の削減に向け、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者等と連携協力して、ポスター等による広報や駅頭での普及啓発活動を実施していきます。

また、本活動において、放置自転車による視覚障害者の危険性等を積極的に取り上げ、視覚障害者誘導用ブロック等の利用が妨げられないよう、都民に対する普及啓発に繋げていきます。

○ 視覚障害者誘導用ブロックについては、設置目的や使われ方も含めホームページ等で情報発信をすることで、視覚障害者の利用が妨げられないよう、普及啓発を行います。

(3) 面的なバリアフリー整備

<現状>

- まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なバリアフリー化が必要不可欠です。

バリアフリー法では、住民に身近な自治体である区市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるマスタープラン（移動等円滑化促進方針）^{※21}を策定するよう努めることとされています。

また、公共交通施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区^{※22}）についてバリアフリー基本構想（移動等円滑化基本構想）^{※23}を策定するよう努めることとされています。

そのため、重点整備地区等のある区市町村では、面的なバリアフリー整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいます。

- 都は、マスタープラン・バリアフリー基本構想を策定する区市町村へ補助を行うなど、地域住民とも連携した面的なバリアフリー整備を支援してきました。

- 市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市開発諸制度の運用等と一体的に面的なバリアフリー整備を推進してきました。このほか、都では、連続的・面的な整備の推進を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する基盤整備を支援しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 東京都施行市街地再開発事業の実施状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2地区	2地区	2地区	2地区	1地区

② 東京都施行土地区画整理事業の実施状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4地区	4地区	1地区	2地区	2地区

③ バリアフリー基本構想策定に係る補助実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2区	0区	1区1市	2区2市	3区

④マスタープラン策定に係る補助実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	1区	3区1市	4区

<課題>

- マスタープラン（促進地区）、バリアフリー基本構想（重点整備地区）の策定やバージョンアップ（更新）が進むよう効果的な支援を行っていくことが重要です。
- バリアフリー基本構想の策定等を契機に、既存民間施設のバリアフリー化を図ることや、学校の場を活用したバリアフリー教室、障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会等の教育啓発特定事業^{*24}による心のバリアフリーの理解促進を図ることが重要です。
- 飯田橋駅周辺、新宿西口等における都市再開発に際して、エリアの基盤整備方針等に基づき、バリアフリー動線の拡充や分かりやすく快適な移動空間の形成等、面的なバリアフリー整備を図っていく必要があります。

<今後の取組の方向性>

- バリアフリー基本構想及びマスタープランの策定や更新を促すため、区市町村へ策定経費の一部を補助するとともに、情報提供や技術的助言を行うなど、高齢者、障害者等の移動や施設利用に当たっての利便性・安全性の向上を促進していきます。
- ソフト面の心のバリアフリーの理解促進を図るため、区市町村への普及啓発を行っていきます。また、区市町村が設置する協議会への参画の機会に情報提供を行うなど、バリアフリー基本構想の策定等を契機に教育啓発特定事業が促進されるよう、働きかけを行っていきます。
- 飯田橋駅周辺、新宿駅周辺など、鉄道駅とその周辺は、都民生活や企業活動を支えるまちの拠点であることから、駅周辺の開発機会を捉え、エリアの基盤整備方針等を策定し、バリアフリー動線の拡充や分かりやすく快適な移動空間の形成などを誘導していきます。
- 都が市街地再開発事業や土地区画整理事業を施行する際は、道路等について、バリアフリー基本構想等に基づく整備を引き続き推進していきます。
- 地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して、都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することで、民間による市街地の更新を促進し、バリアフリー法令等に適合した市街地整備を推進していきます。

【施策の体系】

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(1) 交通機関における
ハード・ソフト両面からの
バリアフリーの推進

- 1 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 2 ホームドア等整備促進事業
- 3 鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業
- 4 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備
- 5 都営地下鉄駅等のバリアフリールートの充実
- 6 都営地下鉄駅におけるホームと車両の段差・隙間の縮小
- 7 都営地下鉄駅等のバリアフリートイレ等整備
- 8 地下鉄車両へのフリースペースの導入
- 9 都営地下鉄等におけるサービス介助士の資格取得の拡大
- 10 ターミナル駅における乗換え案内等の充実に向けた取組
- 11 地域公共交通の充実・強化
- 12 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- 13 観光バス等バリアフリー化支援事業
- 14 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等
- 15 都営交通におけるバリアフリーに関する情報発信・心のバリアフリー推進に向けた取組
- 16 ユニバーサルデザインタクシーの普及促進
- 17 アクセシブル・ツーリズム支援事業

(2) 道路における
バリアフリー化

- 18 道路のバリアフリー化
- 19 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 20 立体横断施設のバリアフリー化
- 21 道路の無電柱化の推進
- 22 歩道の整備
- 23 地下歩道の整備
- 24 都市計画道路等によるネットワークの充実
- 25 連続立体交差事業の推進
- 26 視覚障害者用信号機の整備
- 27 経過時間表示機能付き歩行者用灯器(ゆとりシグナル)の整備
- 28 視認性を向上した道路標識の整備
- 29 安全性に配慮した設備の整備推進(エスコートゾーンの設置)
- 30 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

(3) 面的なバリアフリー整備

- 31 バリアフリー基本構想等作成事業
- 32 東京都施行市街地再開発事業
- 33 東京都施行土地区画整理事業
- 34 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます。

(1) 建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

<現状>

- 年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、全ての人が平等な社会参加の機会を確保するためには、単独でも、同行者と一緒でも、誰もが同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要です。
- 建築物の新築や改修に際して、バリアフリー法や、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下、建築物バリアフリー条例）という。）及び福祉のまちづくり条例に基づく義務基準への適合を求めるとともに、バリアフリー法認定、福祉のまちづくり条例適合証の交付等により、高い水準での整備となるよう、誘導してきました。
- 東京 2020 大会の開催やその先を見据え、都立競技会場については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適用するとともに、障害等の当事者や学識経験者などからなる「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、そこでの意見等を踏まえて施設整備及び改修等を実施しました。
- 都や区市町村のスポーツ施設、都庁舎、都立の学校や文化施設等で、新設又は改修の際に、障害等の当事者の意見も踏まえて整備しました。
- 東京の観光を多様な旅行者に楽しんでもらうために、高齢者や障害者等が都内の宿泊施設を安全かつ快適に利用できるよう、福祉のまちづくり条例に基づく届出やバリアフリー法の認定、宿泊施設のバリアフリー改修等の支援等により、車椅子利用者用客室や建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の確保を進めてきました。

① 福祉のまちづくり条例の運用状況

<福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数>

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1,216 件	1,234 件	990 件	916 件	990 件

② バリアフリー法の運用状況

<バリアフリー法の新規認定件数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
13件	18件	15件	15件	8件

③ 宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

<補助実績>

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
14件	41件	76件	34件	17件

※令和4年度は交付申請ベース、令和3年度までは額確定ベース(いずれも令和5年12月末時点)

④ 赤ちゃん・ふらっと事業

○令和4年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,592か所

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
53か所	37か所	16か所	59か所	26か所

<課題>

- 都府県施設の改修・改築に当たっては、全ての人々が利用しやすい施設づくりを推進していくため、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、利用者の視点に立った、質の高い空間を整備していくことが重要です。
- 東京2020大会の水準を継承したスポーツ施設等の改修等を行っていくことが重要です。
また、都民が身近でスポーツに親しめる環境を整えるため、区市町村への支援を効果的に行っていくとともに、施設管理者がスポーツ施設への障害者の受入れを促進するよう働きかけることが必要です。
- 様々な公共施設等において、利用者の視点に立った整備が進められるよう、当事者参画によるバリアフリー整備等に係る好事例を周知するとともに、地域福祉推進区市町村包括補助事業^{※25}等に際してハンドブックの活用を働きかけていくことが必要です。
- 様々な施設において、全ての人々がストレスなくトイレを利用できるよう、多様な利用者のニーズに配慮し、利用者の状況に応じて設備等を分散した事例、様々な場面を想定した工夫を行

った事例等を周知するとともに、都の施策等において「ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」の活用を働きかけていくことが必要です。

- 子育て世帯に配慮した環境整備の促進を図るため、民間施設等における「赤ちゃん・ふらっと」の設置等を更に進めていく必要があります。
- 宿泊施設での車椅子利用者用客室の整備を促進するとともに、改正した建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の一層の確保を促進していくことが重要です。
また、車椅子利用者用客室の利用率の向上を図るため、同客室のしつらえや設備を図面や写真を併用するとともに、近隣の公共交通機関等からのアクセスルートも合わせて情報発信していく必要があります。
- 小規模店舗等でのバリアフリー化、可動式スロープの備え、店員の接客向上や合理的配慮の提供等に係る普及啓発等を行うことが必要です。
- バリアフリー設備のピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障の充実に向けて、都有施設の運営における実施や民間施設での促進を図っていくことが重要です。
- バリアフリー設備等のウェブサイト等での情報提供の充実やオープンデータ化に向けて、都有施設の運営における実施や民間施設での促進を図っていくことが重要です。
- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用に向け、幅の広いスペースを真に必要としている人のために他の利用者は利用を控えるよう、普及啓発を強化するとともに、歩行困難な障害者や高齢者、妊産婦等、移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画^{※26}の拡充を図っていくことが重要です。
- 車椅子利用者用駐車施設の整備に際し、スロープ又はリフトを車体後部から利用する車両に配慮した駐車スペースの確保等を合わせて行うことが望ましいです。

<今後の取組の方向性>

- 都有施設において「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づく整備を推進していきます。
- 都立スポーツ施設については、東京 2020 大会で得られた知見を反映させた「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」等を踏まえ、大規模改修等を行う際にバリアフリ

一化を順次実施していきます。

また、誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備するため、地域のニーズ等に応じた、スポーツ施設のバリアフリー化等に取り組む区市町村を支援していきます。

- 障害者のスポーツ施設の利用促進に向け、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を、研修等を通じて区市町村等に広く普及させるとともに、希望する区市町村スポーツ施設に対して、施設の状況やニーズにあわせた支援を行います。
- 障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含めた全ての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化を進めます。
また、区市町村が学校のバリアフリー化を計画的に進められるよう働きかけていきます。
- 当事者参画による取組を更に促進するため、取組事例を集約し、目的・手法等のポイントをまとめた当事者参画によるバリアフリー整備のハンドブックを周知するとともに、地域福祉推進区市町村包括補助事業でのバリアフリー整備における採択要件とすることで、区市町村における取組実施を促進します。
- 都内の宿泊施設において、改正した建築物バリアフリー条例に基づく客室整備に加え、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等に沿った更に高い基準の客室整備が進むよう、宿泊事業者や設計者に対して普及啓発を行っていくとともに、容積率の緩和や補助金等の活用を促すことにより、バリアフリー化された客室の確保を促進していきます。
また、客室情報をとうきょうユニバーサルデザインナビ^{*27}等で発信していくとともに、車椅子利用者用客室の利用率の向上を図るため、同客室の快適性や近隣の公共交通機関から宿泊施設までのアクセスルート等の情報を発信していきます。
- 小規模店舗でのバリアフリー化が進むよう区市町村を支援するほか、「みんながまた来くなるお店づくり～だれにでもおもてなしのサービスを～」ハンドブック等により対応方法のポイントなどの普及啓発を行います。
- 都内の公共施設等における誰でも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化して公表しており、今後も適切に情報更新を行っていきます。
- 「赤ちゃん・ふらっと」未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村等への働きかけを行い、整備の拡大を図っていきます。

- バリアフリートイレや障害者等用駐車区画^{※28}等のバリアフリー設備について、真に必要としている人が利用できるよう、事業者や都民を対象に、ガイドラインやハンドブック等を活用した普及啓発活動や、ホームページでの体系的な情報発信等により適正利用を推進します。

(2) 公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

<現状>

- 公園は、都民にゆとりや安らぎを与え、自然と触れ合うレクリエーションの場の提供、美しい景観や魅力の創出、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全、震災時の避難場所となる防災の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要な役割を担っています。

そのため、誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、誰でも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備などに取組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいます。

- 都立公園・河川、海上公園、自然公園、区市町村立公園において、園路の勾配改善・拡幅、スロープ・手すり設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、トイレでの洋式化やオストメイト用設備^{※29}・乳幼児用設備の設置等を推進してきました。

また、都立公園や区市町村立公園におけるユニバーサルデザイン遊具の整備を推進しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都立公園の整備状況

- 福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6.2ha	4.1ha	3.9ha	7.5ha	10.2ha

<課題>

- 多くの人を訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、公園内におけるバリアフリートイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園にたどり着けるよう、分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めることが重要です。

- 都立公園等の新規開園や改修等に伴うバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、訪れた誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を行っていくことが重要です。トイレでは、バリアフリー設備等の機能分散、車椅子利用者対応トイレの増設や介助用ベッド^{※30}の設置等を進めていく必要があります。

また、都立文化財庭園においては、文化財としての芸術的、歴史的な価値を保存しつつ、利用にあたり誰もが地域の歴史を体感できるよう、管理運営等の手法も含めてバリアフリー化等を検討していくことが必要です。

○ 都は、国の交付金や市町村土木補助事業の中で、公園整備等を実施する区市町村に対し、バリアフリー化も含めた技術的支援を引き続き図っていく必要があります。

○ 都立公園や区市町村立公園等において、公園施設のバリアフリー設備のピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障、ウェブサイト等での情報提供等の促進を図っていくことが重要です。

また、少子高齢化や多国籍化が進み、子供から高齢者まで誰もが住みやすい社会の形成が求められており、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備と共に、心のバリアフリーを推進するなど、地域・社会等、家族以外の人とのつながりを生み出し、誰もが気軽に立ち寄り、他者と交流できる場を創出することが必要です。

<今後の取組の方向性>

○ 都立公園の新規整備及び改修の際には、東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例及び福祉のまちづくり条例に沿って、車椅子利用者等対応トイレの設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車椅子対応の水飲み等の設置等の整備を進めます。特に日比谷公園においては、バリアフリー日比谷公園プロジェクトに基づき、アクセシビリティを向上させ、より多くの人々が公園を訪れることを目指した再生整備を推進していきます。

新規整備：代々木公園、六仙公園 等

既設公園の改修：日比谷公園、猿江恩賜公園、秋留台公園 等

○ 新規整備や改修の機会をとらえて障害のある子供が障害のない子供と共に楽しく遊び、学ぶことのできる遊び場を整備していきます。

○ 海上公園や自然公園の利用施設（自然地の条件に即し可能な範囲）は、新規開園や改修時に伴うバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、訪れた誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を行っていきます。

○ 都は、国の交付金や市町村土木補助事業の中で、公園整備等を実施する区市町村に対し、技術的支援を行います。

○ 都立公園や海上公園等において、既にホームページ上で公開しているバリアフリーマップや、バリアフリー対応状況などの更新を進めます。現地の案内板も、新規整備や改修時に合わせて、多様な利用者層を念頭に置き、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、ピクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障を推進します。

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

<現状>

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進してきました。
- 高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境を整備してきました。
- 大規模災害時には、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与することとしています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都営住宅のバリアフリー化（バリアフリー仕様の住宅及び車いす使用者向け住宅※）の進捗状況

○ 建替実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,494戸	3,289戸	2,006戸	2,530戸	2,988戸

- (※) バリアフリー仕様の住宅・・・高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるよう、室内の段差を解消した住宅
 車いす使用者向け住宅・・・居室内の移動に車椅子の使用を必要とする人がいる世帯を対象に、手すり等を設置した浴室、車椅子のまま便座まで移動できるスペースのあるトイレ等を備えた住宅（令和4年度末時点で累計 1,036戸）

○ 既設都営住宅の住宅設備改善等実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者向け改善(※)	3,595戸	3,389戸	2,858戸	3,070戸	3,899戸
障害者向け改善(※)	282戸	266戸	206戸	230戸	271戸
エレベーター設置	34基	31基	31基	31基	23基

- (※) 高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室等への手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと
 (※) 障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室等への手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

<課題>

- 都営住宅については建替えに加え、既存の住宅でのエレベーター等整備や浴室・トイレの手すり設置等のバリアフリー改修を更に推進していくことが重要です。
- 居住する場所を選べるよう、高齢者、障害者や子育て世帯に配慮した民間住宅の供給を促進していく必要があります。
- 大規模災害発生後に、車椅子利用者等の多様な被災者が使いやすい応急住宅の確保に向けた事前の備えを図っていくことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 都営住宅について、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。建替えによりバリアフリー化を進めるとともに、既存の都営住宅についても、高齢者や障害者等に配慮し、住戸内への手すりの設置、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換等及び住棟へのエレベーター設置など、バリアフリー化を推進します。バリアフリー化した都営住宅については、募集案内等を通じて、情報提供をしていきます。
- 都営住宅の建替えにより創出した用地の有効利用を図り、区市町村と連携し、高齢者施設など、地域に必要な福祉施設の整備を推進します。また、居住者の高齢化に対応するため、福祉部門・団体との連携を強化していきます。
- 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施することにより、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を図ります。
- バリアフリー改修など、分譲マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に助成を行い、既存のマンションにおけるバリアフリー化や長寿命化等を図り、良好な住宅ストックを形成していきます。
- バリアフリー構造で、緊急時対応や安否確認等を行う高齢者向け公的賃貸住宅であるシルバーピアについても、事業の実施主体である区市町村を支援し、整備・運営を適切に促進していきます。
- 多様なニーズを持つ高齢者が、ケアが必要になっても地域で安心して暮らし続けることがで

きるよう、区市町村と連携を図りながら、事業者に対する整備費補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の供給の促進を図ります。

- 転落防止など子供の安全が確保され、快適な子育てが可能となる間取りや設備など、安全・安心な子育てのための工夫が凝らされた集合住宅を「東京こどもすくすく住宅」として認定するとともに、整備費の一部に対する直接補助により、認定住宅の供給を都内全域で推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活を続けられるよう、シルバーピア事業や住宅改善事業を実施する区市町村に対し、引き続き支援を実施します。
- 在宅の重度身体障害者（児）が、自宅で安心して生活することができるよう、屋内移動設備の設置に伴う改修費用を助成する区市町村の取組を引き続き支援していきます。
- 大規模災害時の応急住宅としては、バリアフリー化された公的住宅を活用するほか、仮設住宅を建設する際には、必要に応じて、バリアフリー対応など、高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とします。被災者へ応急住宅を迅速に提供できるよう、協定締結団体との協議・調整や訓練の実施など、平時からの事前準備を進めていきます。

【施策の体系】

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(1) 建築物等における ハード・ソフト両面からの バリアフリーの推進

- 35 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
- 36 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定
区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業
- 37 (地域福祉推進区市町村包括補助事業)
- 38 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- 39 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化・トイレ整備
- 40 区市町村立学校の学校施設のバリアフリー化への支援
- 41 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援
- 42 赤ちゃん・ふらっと事業
- 43 都立スポーツ施設等の大規模改修等に伴うバリアフリー化
- 44 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化
- 45 障害者のスポーツ施設利用促進事業
- 46 都立文化施設等の大規模改修等に伴うバリアフリー化
- 47 都税事務所の改築等に伴うバリアフリー化
- 再掲 アクセシブル・ツーリズム支援事業
- 48 都立建築物におけるユニバーサルデザインの導入
- 49 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化(地下駐車場等改修工事)
- 50 当事者参画によるバリアフリー整備の推進
- 51 バリアフリー設備の適正利用の推進

(2) 公園等における ハード・ソフト両面からの バリアフリーの推進

- 52 都立公園の整備
- 53 区市町村の公園整備事業への支援
- 54 海上公園の整備
- 55 河川における親水空間等の整備
- 56 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化
- 57 障害のある子ども共に楽しめる遊具の設置

(3) 公共住宅の整備・ 民間住宅の整備促進

- 58 公営(都営)住宅のバリアフリー化の促進
- 59 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用
- 60 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設
- 61 区市町村公営住宅整備事業助成
- 62 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
- 63 都市居住再生促進事業
- 64 マンション改良工事助成
- 65 シルバーピア事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕
- 66 住宅改善事業(バリアフリー改修等)〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕
- 67 重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業
(障害者施策推進区市町村包括補助事業)
- 68 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進
- 69 災害時における応急住宅対策

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の充実

<現状>

- 視覚障害者や聴覚障害者に向け、都の広報物における点字・音声・字幕・多言語等による情報保障等を実施してきました。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京の観光を楽しむよう、まちなかにピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置等を行ってきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- 点字による即時情報ネットワーク事業

(令和4年度の実績)

点字版 実施回数 241 回 延配布者数 24,100 人

※即時情報：新聞等による最新情報

- 点字録音刊行物作成配布事業

(令和4年度の実績)

都刊行物：年間 12 種類 1 種類につき、点字：723 部 録音物：1,130 部

- 東京ひとり歩きサイン計画

・整備実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
71 基	133 基	106 基	一基	一基

※ 令和2年度末時点で554 基を整備（新規設置は令和2年度で終了）

(情報バリアフリーの取組例)

- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対しては、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要があります。

情報の提供に当たっては、相手方の障害特性等を踏まえ、次のような点を充実、配慮する必要があります。

- ・ 視覚障害者や聴覚障害者に対する音声・点字や文字・手話による情報提供の充実（例：音声アナウンス、文字表示盤等）
- ・ 難聴者（補聴器使用者）等に対する観客席・客席における情報提供の充実（例：磁気ループ等の集団補聴設備の普及）
- ・ 色弱者に対する色使いの配慮（例：色の種類、組み合わせ等への配慮）
- ・ 知的障害者等に対する意思疎通を円滑にする手法の充実（例：コミュニケーションボード等の普及）
- ・ 施設の案内や表示等で使用する文字について認識しやすい大きさやフォントを使用したり、印刷物に見やすさに配慮した活字を活用したりするなどの取組（例：ユニバーサルデザインフォントの活用）

<課題>

- 都の広報物において、手話、音声、字幕、多言語、カラーユニバーサルデザインへの配慮等により、情報保障の充実を更に図っていくことが重要です。

- 誰もがスマートフォン等のデジタル技術を円滑に利用するための支援を行っていくことが必要です。

<今後の取組の方向性>

- 情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により、情報提供を進め、社会参加を促進します。

- これまでも行ってきた「広報東京都」点字版・音声（テープ・デージー^{*31}）版の希望者への郵送、特別支援学校等への配布や、知事の記者会見・庁議等における字幕付きライブ配信の実施に加え、都庁総合ホームページ等の機械翻訳の充実により、情報保障の充実を図っていきます。

- 伝わる広報の実現に向けて、あらゆる人がアクセスしやすい広報物について検討し、ガイド

ラインを策定するなど、情報アクセシビリティ確保の取組を推進していきます。

- 高齢者や障害者が、身近なデバイスであるスマートフォンを使いこなせるよう、引き続き、高齢者向けのスマートフォン体験会及び相談会を実施するほか、視覚・聴覚障害者向けには、フォローアップを含めた支援を行っていくなど、デジタルデバイド解消の取組を進めていきます。

(2) ホームページ等による情報提供の充実

<現状>

- 外出に必要な情報が集約されたとうきょうユニバーサルデザインナビにおいて情報を掲載しています。
- 都立・区市町村立施設、鉄道駅の車椅子利用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化し、毎年度更新してきました。

<課題>

- 誰もが必要とする設備やサービスを利用できるためには、情報提供の内容を充実させることが重要です。
- とうきょうユニバーサルデザインナビや東京都オープンデータカタログサイト等の運営を通じた、施設によるバリアフリー情報の発信やオープンデータ化の促進を図るとともに、利用者の視点に立ったバリアフリー情報の一体的な発信に向けて検討していく必要があります。
- 大規模な工事を実施する際には、高齢者や障害者を含む全ての歩行者の安全に配慮し、工事期間中のエレベーター等の位置や視覚障害者誘導用ブロックの敷設場所等のバリアフリー化された動線に関する情報について適切に発信することが必要です。
- 面的なバリアフリー状況がわかるバリアフリーマップ等の作成に向けて、未作成の区市町村等を効果的に支援していくことが重要です。
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズムを更に推進していくことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 全ての人々が、都内の面的なバリアフリー化の状況を検索できるよう、施設管理者の自主的な情報発信・オープンデータ化を促進するとともに、都、区市町村、事業者等が連携した、バリアフリー情報の一体的な発信に係る検討を行っていきます。
- 「だれでも東京」への掲載データを、継続して施設管理者の協力を得て更新していくとともに、オープンデータとして公開していきます。
- 誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、バリアフリーマップの作成やコ

コミュニケーション支援のための機器の導入等、多様な情報伝達方法により情報提供を進めるなど、様々な取組を実施する区市町村を支援します。

- 大規模な工事を実施する際には、歩行者の安全に配慮し、工事期間中のエレベーター等の位置等のバリアフリー化された動線に関する情報について発信していきます。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しみ、快適に移動ができるよう、東京観光情報センターの運営や観光ボランティアの活用などを通じて情報提供体制の充実を図るほか、ウェブサイトを活用してバリアフリー観光情報を提供し、旅行者の様々なニーズに的確に対応していきます。
- 高齢者や障害者等が安心して宿泊施設を利用できるよう、都のポータルサイトの充実や事業者への働きかけなどにより、宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図っていきます。

(3) コミュニケーションにおける支援の充実

<現状>

- 視覚障害者、聴覚障害者、外国人を含めた情報の入手やコミュニケーションが困難な人が、どのような配慮を必要としているかを把握することが重要であり、本人の意向に応じて、情報提供やコミュニケーションの方法を用意して活用する必要があります。
- 手話のできる都民の育成、デジタル技術活用によるコミュニケーション支援、手話言語条例等に基づく普及啓発を行ってきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- 手話のできる都民育成事業
令和4年度末時点で、手話通訳者養成事業修了者数は 10,059 名

<課題>

- 手話のできる都民の育成に加えて、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解を深め、手話人口の裾野拡大を図る必要があります。
- 2025 年の世界陸上及びデフリンピックを契機に、ユニバーサルコミュニケーション技術^{※32}の開発や社会への普及を促進するため、事業者等と連携し、まちなかや競技会場における技術活用の実証等、これまでの取組を推し進めるとともに、より効果的に技術を社会に浸透させていくため、更なる普及促進策の検討が重要です。

<今後の取組の方向性>

- 手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。身近な地域において子供の頃から手話に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解を深め、手話人口の裾野拡大を目指します。
また、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施し、都庁内における聴覚障害者の情報保障を推進します。
- 地域の警察活動の拠点となる交番において、手話を行うことのできる警察官の運用、コミュニケーション支援ボードの活用、電子掲示板、地理案内板の設置等により、障害の特性や障害者の心情に配慮した対応を推進します。
- 2025 年の世界陸上及びデフリンピックを契機にユニバーサルコミュニケーションを促進

し、国籍や障害に関わらずスムーズなコミュニケーションを実現するため、最新技術の調査・発掘を行うとともに、民間事業者などと連携し、様々な機会を捉えて技術の実証を行います。加えて、スタートアップ企業との連携により、競技の音を擬音で表示するなど、「誰もが大会を楽しめる技術」の開発などに取り組みます。

- 更なるユニバーサルコミュニケーション技術の社会への普及に向け、都有施設の窓口などにおける技術活用を促進するとともに、区市町村、鉄道駅などにおける機器導入を支援します。また、競技会場等で、デジタル技術を紹介するなど、大会を通じて東京の先進技術を国内外に発信します。

【施策の体系】

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

(1) 障害者・外国人等への 情報提供体制の整備

- 70 視覚障害者向け都政情報の提供(広報東京都の点字版・音声版等)
- 71 都庁総合HP等における機械翻訳の充実(都庁総合ホームページの運営)
- 72 字幕付きYouTubeライブ配信
- 73 消費生活情報の提供(東京くらしねっとCD版)及び字幕入り消費者教育DVDの作成
- 74 外国人に対する生活情報等の提供
- 75 点字録音刊行物作成配布事業
- 76 点字による即時情報ネットワーク事業
- 77 視覚障害者用図書製作貸出事業
- 78 字幕入映像ライブラリー事業
- 79 視覚障害者ガイドセンター運営事業
- 80 点字や音声コードを活用した情報バリアフリーの推進(納税通知書)
- 81 点字や音声コードを活用した情報バリアフリーの推進
(水道料金・下水道料金の請求書等)
- 82 デジタルデバイドの解消
- 再掲 赤ちゃん・ふらっと事業
- 83 外国人滞在支援対策
- 84 在住外国人等の子供を対象とした安全に関する啓発
- 85 観光案内所の運営
- 86 観光ボランティアの活用
- 87 東京ひとり歩きサイン計画
- 再掲 ターミナル駅における乗換え案内等の充実に向けた取組

(2) ホームページ等による 情報提供の充実

- 88 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用
- 89 バリアフリー情報のオープンデータ化
- 90 データ利活用の推進
- 91 TOKYO バラスポーツ・ナビの運用
- 92 ウェブサイトによる情報発信
- 93 バリアフリー情報発信支援事業

(3) コミュニケーションにおける 支援の充実

- 94 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 95 手話のできる都民育成事業
- 96 手話人口の裾野拡大支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業)
- 97 障害者の意思疎通のための情報保障機器等開発支援事業
- 98 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業
- 99 デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業
- 100 失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- 101 交番等における手話技能取得者の活動
- 102 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮
- 103 ユニバーサルコミュニケーションの促進
- 104 ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業
- 105 情報保障機器の普及促進事業

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

(1) 普及啓発及び学習機会の充実

<現状>

- 都はこれまで心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めてきました。
- サポート企業連携事業、普及啓発ポスターコンクール等により、都民の「心のバリアフリーの認知度」は5割に上昇しました。(令和3年度東京都福祉保健基礎調査)
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により障害者差別解消法の趣旨の普及啓発を図るとともに、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関と協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体定な事例の紹介などにより、法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図ってきました。
また、障害者差別解消条例の制定により、都は、国に先駆けて民間事業者における合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談・紛争の解決の仕組みを整備し、障害を理由とする差別に関する相談を専門に受け付ける広域支援相談員を配置しています。また、あわせて、情報保障の推進や、都民及び事業者の障害及び障害者への理解を深めるための啓発を行っています。
- 人権問題等に係る普及啓発、福祉教育の充実、青少年の健全育成、子育て世帯の応援等を実施してきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 心のバリアフリーに関する普及啓発

- 「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成(平成27年度)
- 心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウムの開催(平成28・29年度)
- 心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施(平成28年度～) ※
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し令和2年度は実施を見送った。

- 「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）
- 1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成 28 年度～）
- 『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）

② 福祉教育の充実

- 小中学校 1,896 校、都立高校 191 校で福祉教育を実施（全校において実施）

<課題>

- 東京 2025 デフリンピックが開催されることも踏まえ、障害への関心が高まる機会をとらえ、多くの都民が集まる場に出向いて理解促進イベントを実施するなど、障害及び障害者の理解を促進するための取組を行うことが重要です。
- 多くの都民が障害の理解のための社会モデルの考え方を正しく理解し、生活の中で実践できるよう、SNS 等を活用して広報を強化することが重要です。
- バリアフリー設備（障害者等用駐車区画、トイレのバリアフリー設備、視覚障害者誘導用ブロック等）について、どのような人が真に必要としているのかも含めて、都民の理解と認識を深めるべく、普及啓発を強化することが必要です。
- サポート企業等民間事業者による心のバリアフリーや合理的配慮の提供に関する研修等の取組を更に周知していくことが必要です。
- 交流及び共同学習等の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、個々の違いを認め合い、相互理解を深めるインクルーシブな教育を推進していく必要があります。
- 学校教育と連携したユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業の展開や、当事者と共に推進する取組が重要です。
- 知的障害、発達障害、精神障害等のある人が移動や施設利用を行う際の困難さを理解し、適切なコミュニケーションと配慮が行えるよう、普及啓発をしていくことが必要です。
- 多様な主体と連携し、社会全体で子供を大切にする気運を醸成することにより、「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を実現していくことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 都民、事業者、区市町村及び都が、有機的な連携を図り、福祉のまちづくりを進めていくため、東京都福祉のまちづくり推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。
また、心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指し、ホームページによる情報発信や集中的な広報活動を実施していきます。
- 障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現するためには、相互理解が進むことが必要であることから、障害者差別解消条例の趣旨をあらゆる機会を通じて普及啓発していくほか、今後とも東京都障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進を図ります。
また、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され事業者による合理的配慮の提供が全国的に義務化されます。障害者差別解消条例普及啓発パンフレット及び障害者差別解消法ハンドブックについても内容を改訂のうえ、広く都民への周知を行います。
- 障害理解促進のため、ホームページ「ハートシティ東京」において掲載している障害特性や、社会的障壁、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供などの具体例について普及啓発を行い、都民の積極的な行動変容をより一層働きかけます。
- 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を整備・充実し、子供たち一人一人の能力を最大限に伸ばしながら、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていきます。
また、全ての公立学校で、社会貢献への意識を育てていきます。
- ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的として、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーに係る普及啓発イベントの開催等について、区市町村の取組を支援します。
また、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する企業等を心のバリアフリーサポート企業として公表し、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図ります。
- バリアフリートイレや障害者等用駐車区画等のバリアフリー設備について、真に必要としている人が利用できるよう、事業者や都民を対象に、ガイドラインやハンドブック等を活用した普及啓発活動や、ホームページでの体系的な情報発信等により適正利用を推進します。

- 東京 2020 大会が残した多くのレガシーを継承するとともに、東京 2025 デフリンピックの開催も踏まえ、今後も引き続きこうした取組を通じて、パラスポーツを通じた共生社会の実現につなげていきます。

- 企業・NPO・学校・区市町村等、様々な主体と連携し、官民一体となった「こどもスマイルムーブメント」を推進しています。都が主体となってムーブメントを牽引するコア・アクションを展開するとともに、子供にやさしいまちづくりや子供の参画機会創出などにつながる参画企業・団体によるアクションを様々な観点から支援していきます。

(2) 多様な人の社会参加の推進

<現状>

- 視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ盲ろう者は、日常の様々な場面で困難を抱えており、コミュニケーション手段や外出などの日常生活に多くの制約があることから、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、盲ろう者を切れ目のない支援につなげていくことが重要です。
- ヘルプマーク^{※33}等の普及啓発、相談体制の整備等により、多様な人々の社会参加の支援を図ってきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- 身体障害者補助犬給付事業
・ 給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
8 頭	5 頭	11 頭	11 頭	9 頭

- ヘルプマークの配布：令和 4 年度末時点で累計約 536,000 個

<課題>

- 都では、盲ろう者支援センターにおいて、訓練事業や専門人材の養成、相談事業等を行っており、今後は、盲ろう児への支援や、盲ろう児から盲ろう者への移行に向けた支援の充実が必要です。
- ヘルプマークの理解促進等の取組を更に周知していくことが必要です。
- 誰もが芸術文化を楽しめるよう、新たな鑑賞サポート技術の検証・展開や、都立文化施設・民間文化イベント等での鑑賞をサポートしていくことが必要です。
- 高齢者が、自らの望む社会参加を実現できることで、生きがいの増進や自己実現が図られ、個人の生活の質が向上するとともに、社会貢献や介護予防・フレイル予防にもつながります。要介護（要支援）や認知症などの状態になっても、役割と生きがいを持って生活するための社会参加の機会を確保することも重要です。
- 認知症に関する社会の誤解や偏見を無くし、認知症の人に希望を与えるため認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿等を発信する機会を確保することが必要です。

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進することが必要です。

- バリアフリーが整ったウォーキングコースを設定するとともに、障害者が使いやすい機能を備えたアプリを活用することで、障害者の日常的なウォーキングを促進する必要があります。

<今後の取組の方向性>

- 視覚障害者や盲ろう者等の移動やコミュニケーションを支援するための取組を推進し、社会参加の促進を図ります。
また、盲ろう児への支援を拡充する等、盲ろう者支援センターの機能を盲ろう者の全ライフステージに対応させていきます。
- 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」について、更なる普及啓発を推進します。
- 老人クラブによるボランティア活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりを進める活動等を支援します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めます。
また、認知症の人の社会参加を推進するため、認知症の人や家族、医療福祉関係者、地元企業等の多様な市民が話し合い、認知症の人が地域の一員として自分の役割を持てるよう取組を実施します。
- 誰もが芸術文化を楽しめるよう、情報保障ツールやサポートの先進的かつ質を高める取組を展開するとともに、都立文化施設において公演の鑑賞等を支援する環境整備の推進や、民間事業に対する助成等を実施し、芸術文化へのアクセシビリティ向上を目指していきます。
- 誰もが気軽に取り組めるウォーキングを通じて、障害者の継続的なスポーツ活動につなげていくため、バリアフリーが整ったウォーキングコースを設定するとともに、障害者も楽しめる読み上げ機能等を追加したアプリを使用し、日常的なウォーキングを促進します。

【施策の体系】

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

(1) 普及啓発及び 学習機会の充実

- 106 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
- 107 障害者福祉関係知事賞の贈呈
- 108 心のバリアフリーに向けた普及推進
- 再掲 バリアフリー設備の適正利用の推進
- 再掲 駅前放置自転車クリーンキャンペーン
- 109 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業
- 110 共生社会実現に向けた意識啓発推進事業
- 111 生活環境改善普及事業
- 112 障害に関するシンボルマークの周知・普及
- 113 ふれあいフェスティバルの開催
- 114 人権問題に関する普及啓発事業□人権啓発相談
- 115 こどもスマイルムーブメント
- 116 子育て応援とうきょうパスポート事業
- 117 福祉に関する教育の充実(小・中学校)
- 118 福祉教育の充実(高校生)
- 119 インクルーシブな教育の促進
- 120 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業
(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
- 121 青少年応援プロジェクト@地域□地域における青少年の健全育成)
- 122 児童・生徒等に対する総合防災教育
- 再掲 都営地下鉄等におけるサービス介助士の資格取得の拡大
- 再掲 都営交通におけるバリアフリーに関する情報発信・心のバリアフリー推進に向けた取組
- 123 パラスポーツ指導者講習会
- 124 国際大会を契機としたスポーツ気運醸成
- 125 パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会
- 126 東京都福祉のまちづくりの推進体制の整備

(2) 多様な人の 社会参加の推進

- 127 盲ろう者支援センター事業
- 128 障害者社会参加推進センター事業
- 129 身体障害者補助犬給付事業
- 130 オストメイト社会適応訓練事業
- 131 聴覚障害者向けメール相談
- 132 ヘルプマークの推進
- 133 高齢者の保護及び社会参加の推進
- 134 老人クラブの育成
- 135 認知症サポーター活動促進事業
- 136 認知症の人の社会参加推進事業
- 137 TOKYOユニバーサルウォーキング普及事業
- 再掲 障害者のスポーツ施設利用促進事業
- 138 芸術文化による社会支援助成
- 139 クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー
- 140 芸術文化へのアクセシビリティ向上
- 141 文化芸術関連行事の実施
- 142 障害者芸術活動基盤整備事業
- 143 障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業
- 144 多文化キッズサロン設置支援事業

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

令和6年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていきます。

(1) 避難所等の確保及び事前の備え

<現状>

- 首都直下地震等の大規模な災害に対しては、都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織、都民が総力を結集して万全の備えを講じることにより、防災対応力を高め、安全な都市を実現していく必要があります。
- 都では、震災対策条例や地域防災計画等に基づき、防災対策を推進しています。住民避難に関しては、区市町村が主たる役割を担いますが、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、都は広域的視点から調整を行うこととしています。
- 大規模災害発生時は、全ての被災住民が支援を必要としますが、なかでも高齢者や障害者等の要配慮者^{※34} に対しては、必要な情報の迅速かつ的確な把握、安全な場所への迅速な避難など災害時の一連の行動に当たって支援を要するために十分な配慮が必要であり、福祉のまちづくりの観点も踏まえて計画的に推進していくことが重要です。
- 社会福祉施設等は、自力での避難が難しい方が多く利用する施設であり、一部は、福祉避難所^{※35} として被災者の受入機能を果たすことから、診断・耐震改修に要する費用を補助することにより、耐震化の促進を図ってきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- 社会福祉施設等の耐震化の促進

(令和元年度末時点の実績) 社会福祉施設等の耐震化率 93.1%

<課題>

- 要配慮者を含む住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要です。
- 避難所となる学校では、要配慮者が避難した場合にも対応できるよう、福祉や防災などの関係機関が連携して、バリアフリー化の検討を行う必要があります。
都は、児童生徒・地域住民等多様な人々が学校施設を安全、安心に利用でき、災害時に避難

所になった場合に、要配慮者が円滑に利用できるよう、バリアフリー整備に取り組む区市町村を支援することが重要です。

- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等において、利用者の安全・安心を確保するため、引き続き耐震化を促進するとともに、非常用自家発電設備の設置等を促進する必要があります。

- 震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、「広域避難場所」に指定している都立公園において発災時に円滑に避難できるよう、新規整備もしくは改修を行う際に、出入口や園路における車椅子で移動できる経路、既設トイレの洋式化や車椅子利用者対応トイレの設置等のバリアフリー化を優先して行う必要があります。

また、下水道管までの取付管に沿ってマンホールを設置した防災対応トイレやソーラー発電の公園灯等の非常用照明設備等の整備を進めていくとともに、公園周辺や避難所となる施設までの道路のバリアフリー化も含めて面的に整備する必要があります。

<今後の取組の方向性>

- 障害のある生徒や災害時などに利用する高齢者・障害者等を含めた全ての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、区市町村の学校施設においてバリアフリー化を計画的に進められるよう、必要な働きかけと支援を行います。
- 社会福祉施設等については、災害時において、福祉避難所に指定された場合、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等要配慮者の受入場所としても役割を果たすことから、引き続き耐震化や非常用自家発電の整備等を促進していきます。
- 避難場所となる都立公園において、新規整備又は既設公園の改修を行う際に、出入口や園路のバリアフリー化を行うとともに、広域避難場所に指定された都立公園において、防災対応トイレ、非常用照明設備等の整備を進めていきます。

(2) 発災時における避難所等での要配慮者への支援

<現状>

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により、要配慮者の安全を確保し、実効性のある避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成することが区市町村の義務として定められ、更に、令和 3 年 5 月の同法改正により、避難行動要支援者毎に個別避難計画^{*36}を作成することが区市町村の努力義務とされました。
- 都は、要配慮者への災害対策の中心を担う区市町村に対して、避難所管理運営や要配慮者対策に係る各指針を作成・改訂して示すとともに、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修会の実施や避難支援体制整備への支援等を行ってきました。
また、ヘルプカード^{*37}の作成・活用を進める区市町村への支援を進めてきました。
- 要配慮者宅を訪問診断し、災害や日常生活事故に関する指導助言を実施することにより、要配慮者の被害軽減を推進しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- ヘルプカード作成促進
(令和 4 年度末時点の実績) 作成、配布：53 区市町村(累計)

<課題>

- 要配慮者の定期的な把握や個別避難計画の策定、社会福祉施設等における避難訓練の実施等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが重要です。
- 災害関連死の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援、区市町村との連携による総合的なトイレ対策の推進を進める必要があります。
- 手話・文字・音声・多言語・やさしい日本語・ボディランゲージ、ヘルプカード、コミュニケーションボード等による情報伝達方法を準備していくことが重要です。
- 児童・生徒等の各種災害に対する自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域における防災行動力の向上を図るためには、幼児期から継続的な防災教育が必要です。
- 災害時や日常生活上の事故の危険度がより高い要配慮者に対する訪問診断を実施していくことが必要です。

<今後の取組の方向性>

- 要配慮者への災害対策の中心的役割を担う区市町村に対して、都は、引き続き、区市町村向け指針の改訂・周知や、自治体間の情報共有を図ることを目的とした福祉保健・防災担当者向け研修会を実施するとともに、効果的・効率的な個別避難計画の作成など、要配慮者支援体制の整備に取り組む区市町村を支援していきます。
- 災害関連死の抑制にも影響するため、女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援、区市町村との連携による総合的なトイシ対策の推進を進めます。
- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区市町村による避難所の開設・管理運営に協力していきます。
- 災害時要配慮者に対する各自、各家庭での防災対策を充実させるため、防災に関する広報を行う際には、点字や音声コード、イラスト等を用い、漢字にはルビをふるなど、分かりやすい取組を進めていきます。
- 災害時にも、障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立していきます。
また、障害者が自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」について、普及啓発を促進します。
- 外国人に対する防災対策を強化するため、防災リーフレットや外国人のためのヘルプカードによる防災知識の普及啓発を行うとともに、外国人のための防災館ツアーの実施を通じた防災体験機会の提供や外国人災害時情報センターの設置・運営等の機能訓練を区市町村等関係機関と連携しながら実施していきます。
- 教育機関等と連携し、児童の引き取り訓練や自衛消防訓練、地域イベントなどあらゆる機会を捉えた総合防災教育を推進し、未実施校の解消を図るとともに、実施にあたり保護者・近隣町会・自治会・消防団・災害時支援ボランティア等の協力を得て地域一体で行っていきます。
- 地域の関係機関と連携し、消防職員等が要配慮者宅を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等の指導助言を行うことや、地域の実情に応じた防火防災訓練を実施するとともに、要配慮者向けのリーフレット等を作成し、配布するなど安全対策を推進します。

(3) 帰宅困難者対策における要配慮者への支援

<現状>

- 大規模な震災が発生した場合、駅周辺や大規模集客施設などで多くの帰宅困難者が発生することが想定されるため、事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要があります。

都では、東京都帰宅困難者対策条例や東京都帰宅困難者対策実施計画などに基づき、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた対策への取組を進めています。

- 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多く、帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設としての一時滞在施設の確保を進めています。都立一時滞在施設の指定を進めるほか、民間一時滞在施設の確保のため、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により平時から運営支援を実施し、発災時にも確実に運営できる体制の整備を図っています。

また、混乱収拾後の帰宅支援のための災害時帰宅支援ステーションの確保等に取り組んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

要配慮者への視点も踏まえた対応内容が含まれる帰宅困難者対策に関する普及啓発や民間事業者への支援を実施

- 帰宅困難者対策における要配慮者への支援

(令和4年度末時点の実績)

一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣 20回

アドバイザーによるオンラインセミナー 24回

新たな普及啓発動画の再生回数 (YouTube) 約93万回

<課題>

- 都は、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う中で、都立一時滞在施設向けのマニュアルを作成し、要配慮者への対応について、これまで、待機スペースの一部を優先スペースにすることや、具体的な避難誘導方法を周知していますが、民間一時滞在施設も含めて引き続き対応を周知していく必要があります。

- 一時滞在施設の施設管理者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する必要があります。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特長や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行います。要配慮者へも正確な情報が伝わるよう、手話・文字、音

声、多言語・やさしい日本語・ボディランゲージ、ヘルプカード、コミュニケーションボード等による情報伝達方法を準備していくことが重要です。

- 一時滞在施設で待機した後、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者に対しては、バスやタクシー等の代替輸送を優先することが必要です。

<今後の取組の方向性>

- 帰宅困難者対策における要配慮者の視点を踏まえた対応について広く普及啓発を図り、大規模集客施設、駅、一時滞在施設等での避難誘導や情報提供、受入体制の整備を促進します。
一時滞在施設においては要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受入れのための体制整備を促進します。
- 地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練の中で、要配慮者への支援の視点も盛り込んでいきます。
また、国による要配慮者の搬送マニュアルの策定を支援していきます。

(4) 日常生活における事故防止

<課題>

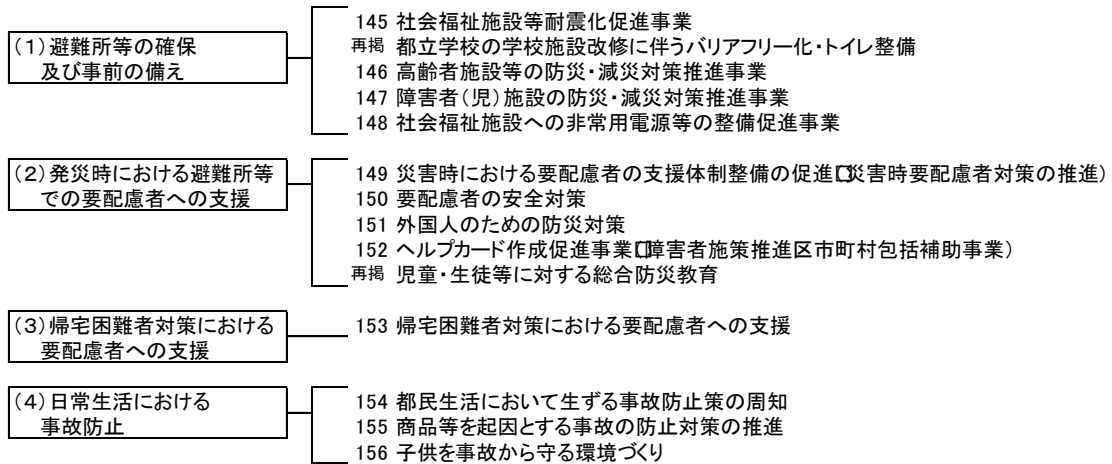
- 日常生活の中で発生する、高齢者や乳幼児の事故等の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進することが必要です。

<今後の取組の方向性>

- 保護者等による見守りを中心とした、これまでの子供の事故防止の考え方に加え、子供の成長や行動に合わせて「危ないところを変える」という事故予防の考え方にも基軸を置き、産官学民連携のもと、エビデンス・ベースの事故予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進していきます。
- 消費生活相談まで至らない暮らしの中に埋もれている「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、効果的に発信します。
商品・サービスに関する危害・危険について、親子が集まる各種イベントで模型・パネルの展示等を通じて情報提供するとともに、子供の安全に配慮した商品を紹介し、普及を促進します。
- 高齢者の事故防止に関する冊子「STOP！高齢者の事故」をより多くの高齢者に配布していきます。また、新たに制作した子供の日常生活での事故防止に関する動画を活用し、安全策を周知していきます。都の関係各局が連携することで、高齢者や子供の更なる事故防止を図っていきます。

【施策の体系】

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え



第4章 計画事業の展開

第4章 計画事業の展開

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(1) 交通機関におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
1	鉄道駅エレベーター等整備事業 JR・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してバリアフリールート確保に必要なエレベーターやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備に対する補助を行う。	都市整備局	令和4年度補助実績 3駅 (内訳) 駒沢大学駅(東急)、目黒駅(JR)、馬喰町駅(JR)	段差解消が必要なすべての駅において、エレベーター等によるバリアフリールート整備の促進を図る。また、既存のバリアフリールートでは乗換のために遠回りを余儀なくされたり、一度改札外を経由する必要がある駅などにおいて、駅周辺や駅の特性を考慮し「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に基づき、複数・乗換ルートを含むエレベーター等の整備の促進を図る。
2	ホームドア等整備促進事業 JR・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う。	都市整備局	令和4年度補助実績 12駅 (内訳) 10万人以上駅：町田駅(小田急)、押上駅(京成)、立川駅(JR)、飯田橋駅(JR) 10万人未満駅：久我山駅(京王)、東京テレポート駅(東臨)、笹塚駅(京王)、小菅駅(東武)、五反野駅(東武)、梅島駅(東武)、谷保駅(JR)、府中本町駅(JR)	「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に基づき、駅ホームにおける安全対策の充実を図る。JR・私鉄駅において、令和12(2030)年度までに約6割の駅にホームドア整備を目指す。
3	鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業 JR・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリートイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。	都市整備局	令和4年度補助実績 0駅	バリアフリートイレの整備及び多様な人が利用できる設備や機能の一部を一般便所に分散配置することで、駅利用者の利便性向上を図る。
4	東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備 都における地下高速鉄道の建設促進を図るため、東京地下鉄が施行する、地下高速鉄道の浸水対策及び大規模改良に対して建設費の助成を行う。	都市整備局	浸水対策及び大規模改良を実施。 エレベーター等の整備率(令和4年度末) 整備率 98.5% ホームドアの整備率(令和4年度末) 整備率 90.2%	○エレベーター等による1ルート整備を推進する。 ○ホームドア：平成30年度上期に銀座線、令和元年度(2019年度)に千代田線、令和4年度(2022年度)に日比谷線、令和5年度(2023年度)に半蔵門線において、整備完了。(令和7年度(2025年度)に東西線において整備完了し、全路線整備完了)
5	都営地下鉄駅等のバリアフリールートの充実 平成25年度に都営地下鉄全106駅で、ホームから地上までをエレベーター等で移動できる、いわゆるワンルートの整備は完了したが、引き続き乗換駅等でのエレベーター整備を進める。 また、更なる利便性向上を図るため、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、地上行のバリアフリールートの複数化に向けて検討する。	交通局	竣工駅 1駅 浅草線 日本橋駅	令和6年度(2024年度)までに6駅竣工(令和4年度(2022年度)～6年度(2024年度)・乗換駅等でのエレベーター整備)
6	都営地下鉄駅におけるホームと車両の段差・隙間の縮小 地下鉄駅におけるホームと車両の段差・隙間の縮小による車いす利用者の単独乗降に向けて環境を整える。	交通局	・三田線工事着手	・令和6年度 三田線での対策完了 ※当局管理駅
7	都営地下鉄駅等のバリアフリートイレ等整備 車椅子利用者対応トイレの機能分散を図る観点から、駅の大規模改修等の機会を捉え、一般トイレ内等に、車椅子使用者が利用でき、オストメイト用水洗器具等も備えたトイレを整備する。	交通局	37駅整備	駅の大規模改修等の機会を捉え、活用可能なスペース等を助成しながら整備を進める。
8	地下鉄車両へのフリースペースの導入 全てのお客様により快適に地下鉄をご利用いただけるよう、新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。	交通局	浅草線27/27編成 三田線13/37編成 新徳線10/28編成 大江戸線15/58編成 (全ての車両にフリースペースを設置している編成数)	車両更新に合わせて、全ての車両にフリースペースの導入を進める。
9	都営地下鉄駅におけるサービス介助士の資格取得の拡大 高齢者や障害者などが都営地下鉄を安心してご利用いただけるよう、全ての駅係員のほか、乗務員の「サービス介助士」の資格取得を進める。	交通局	平成19年度から継続した取得促進により、現在、全ての駅に資格を持った駅員を複数名配置している。 また、平成26年度からは乗務職員(乗務区職員、荒川電車営業所職員など)の取得を開始している。	引き続き資格取得を進める。

10	ターミナル駅における乗換え案内等の充実に向けた取組 初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一を推進する。	都市整備局	令和4年度は、主要ターミナル9駅での事例・解決策・成果を整理し、取りまとめた。	都内主要ターミナル駅について、案内サインの改善等の取組を実施
11	地域公共交通の充実・強化 地域の特性に応じた様々な移動のニーズにきめ細かく対応できるように、地域公共交通の主体である区市町村の主体的な取組を技術的、財政的に支援する。	都市整備局	○法に基づく地域公共交通計画策定自治体 6自治体 ○令和4年度補助実績19自治体	区市町村の地域公共交通計画の策定やコミュニティバスやデマンド交通、クリーンスローモビリティなど、地域のニーズに合わせた移動手段の導入を促進する。
12	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。なお、路線の道路状況等の物理的要因によりノンステップバスの運行が困難な場合、一定の要件を満たすリフト付バスも補助対象車両とみなしている。	都市整備局	○年度別・事業者別補助実績台数 令和4年度29両 ※平成10年度から令和4年度までの累計 3,584両 (平成10年度から令和3年度までの累計は3,555両) ○都内におけるノンステップバス整備率(民営) 令和4年度末現在：95.1%	都内民営バスのうち、必要なバスすべてについて、ノンステップ化するように、バス事業者へ働きかけるとともに、支援を行っていく。
13	観光バス等バリアフリー化支援事業 障害者や高齢者が、安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バス車両の導入を支援する。	産業労働局	令和元年度 13件(21台) 令和2年度から令和4年度まで 実績なし	障害者・高齢者が、安心して観光バスを活用した都内観光を楽しめる環境を整備する。
14	都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等 お客様が快適にバスをお待ちいただけるよう、停留所上屋の整備を行うとともに、ベンチの増設を進める。	交通局	○令和4年度末までに上屋1,589棟及びベンチ1,159基を整備完了 4年度実績：上屋31棟/ベンチ36基	令和4年度から令和6年度の3か年で、上屋60棟、ベンチ60棟を整備。
15	都営交通におけるバリアフリーに関する情報発信・心のバリアフリー推進に向けた取組 ①駅構内や車内でのバリアフリー情報について、局ホームページ等で継続的に発信する。 ②マナー啓発や心のバリアフリー推進に向け、関係機関とも連携し、駅や車内でのPRを実施する。	交通局	①局ホームページや各種媒体での情報発信を実施 ②ポスターや動画を作成しPR	①継続的に都営交通のバリアフリー情報を発信する。 ②引き続き、駅や車内において心のバリアフリー推進に向けた取組を実施する。
16	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進 環境性能が高く、車椅子に乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両の普及促進を図る。	環境局	補助実績：16,003台 令和5年3月末現在	環境性能が高く、車椅子に乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両への転換を促進するための補助を行う。
17	アクセシブル・ツーリズム支援事業 障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。	産業労働局	【アクセシブル・ツーリズムの推進事業】 ①シンポジウム のべ751名(オンライン参加者数：599名、来場者数：152名) ②バリアフリー観光の情報集約・発信 ・パンフレットの作成 日本語版 19,000部、英語版 6,000部 ・6コースについて360度動画を作成し、ホームページ上に掲載 ③推進セミナー 日時固定型 5回(うち、オンライン2回) 参加者数 のべ83名 派遣型 16団体 ④リフト付きバス利用助成事業 4件	障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進していく。

(2) 道路におけるバリアフリー化

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
18	<p>道路のバリアフリー化</p> <p>① 東京都道路バリアフリー推進計画 駅、生活関連施設等を結ぶ都道のバリアフリー化を推進する。</p> <p>② 特定道路のバリアフリー化に向けた区市町村に対する支援 区市町村へ、都道とバリアフリーのネットワークを形成するなどの路線に対し支援を実施し、道路の面的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>③ 主な駅周辺での道路の面的なバリアフリー化 主な駅周辺で面的なバリアフリー化を重点的に推進する。</p> <p>④ 既設道路橋のバリアフリー化 「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」に基づき、既設道路橋のバリアフリー化を推進する。</p>	建設局	<p>①累計約147km</p> <p>②5自治体</p> <p>③令和元年度に選定した路線（特定道路）の整備を実施</p> <p>④整備に向けた検討・調整</p>	<p>① 令和6年度までに、駅、生活関連施設を結ぶ道路など、延長約90kmの都道のバリアフリー化を完了する。</p> <p>② 国や区市町村と連携した整備を推進していく。</p> <p>③ 国、都、区市町村が一体となり、引き続き特定道路の整備を推進していく。</p> <p>④引き続き、既設道路橋のバリアフリー化を推進していく。</p>
19	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置</p> <p>視覚障害者がよく利用する施設と駅やバス停留所とを結ぶ歩道、視覚障害者の利用が多い道路における横断歩道部の直前、バス停前などで、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p>	建設局	<p>令和4年度は、視覚障害者誘導用ブロックを港区内ほか2地区で新規整備した。 ※上記以外にも、道路のバリアフリー化等に併せて設置</p>	<p>引き続き、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進していく。</p>
20	<p>立体横断施設のバリアフリー化</p> <p>道路交通上、バリアフリー化が必要不可欠な横断歩道橋等について、スロープやエレベーターを設置するなどの整備を進める。</p>	建設局	<p>実績（累計） エレベーター付横断歩道橋13橋、スロープ付横断歩道橋41橋を整備</p>	<p>引き続き、横断歩道橋等のバリアフリー化を推進していく。</p>
21	<p>道路の無電柱化の推進</p> <p>舗装復旧工事にあわせて、段差の解消や勾配の改善及び視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を一体的に行い、無電柱化を推進していく。</p>	建設局	<p>整備対象延長2,328kmのうち1,067km(46%)が整備済。</p>	<p>(令和8年度目標) 55%</p>
22	<p>歩道の整備</p> <p>既設道路の歩道の未整備区間や幅の狭い区間について、歩行者が安全・快適に歩行できる幅員2 m以上の歩道整備を図る。</p>	建設局	<p>整備対象都道のうち、1,512kmの歩道整備が完了</p>	<p>引き続き、歩道の整備を推進していく。</p>
23	<p>地下歩道の整備</p> <p>鉄道各駅からのアクセス及び回遊性の向上と快適な歩行者空間の確保を目的に、既存の地下歩道を活用しつつ、新宿副都心地区歩行者専用道ネットワークの整備を図る。</p>	建設局	<p>第2号線Ⅲ期区間（1工区）の供用開始</p>	<p>引き続き、事業を推進していく。</p>
24	<p>都市計画道路等によるネットワークの充実</p> <p>高齢者や障害者を含めた全ての人の安全かつ快適な移動が可能となる交通環境の実現に向けて、区部放射・環状道路や多摩南北・東西道路をはじめとして、地域幹線道路を含めた都市計画道路などの道路ネットワーク整備を推進していく。</p>	建設局	<p>主要な骨格幹線道路の整備率 区部放射：72% 区部環状：78% 多摩南北：82% 多摩東西：70%</p>	<p>主要な骨格幹線道路の整備率 (令和12年度) 区部放射：76% 区部環状：83% 多摩南北：92% 多摩東西：79% (令和8年度) 区部放射：73% 区部環状：78% 多摩南北：85% 多摩東西：70%</p>
25	<p>連続立体交差事業の推進</p> <p>踏切においては自動車交通が集中し、渋滞を発生させるほか、駅周辺では歩行者、自転車の動線が交錯して事故の危険性がある。また、車椅子使用者が踏切を通行する際、脱輪が発生し、事故や転倒の危険性がある。このため、抜本的な対策として、一定区間連続して鉄道を立体化し、踏切を除却する連続立体交差事業を推進することで、道路交通の安全確保や円滑な道路ネットワークを形成させ、都市の機能や利便性を向上していく。</p> <p>また、この事業に伴い、立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等の昇降施設整備をすることでバリアフリー化を進めていく。</p>	建設局	<p>6路線7箇所を整備推進（都施工） 1路線2箇所を整備推進（区施工） 連続立体交差事業による踏切の除却数397か所（都内累計）</p>	<p>(令和12年度) 連続立体交差事業による踏切の除却数463か所（都内累計） (令和8年度) 連続立体交差事業による踏切の除却数410か所（都内累計）</p>

26	視覚障害者用信号機の整備 視覚障害者が信号機の設置されている場所を安全に横断できるよう、視覚障害者用信号機を整備する。	警視庁	令和2年度には、赤坂警察署管内「南青山一丁目交差点」等に整備した。 令和3年度には、海野川警察署管内「滝野川五丁目交差点」等に整備した。 令和4年度には、亀有警察署管内「金町三丁目交差点」等に整備した。	区市町村が定める重点整備地区内の生活関連経路およびその他個別の要望箇所において、引き続き整備を推進し、横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図る。
27	経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）の整備 横断歩行者が多い集客施設の近傍、高齢者や交通弱者等の利用が多い場所及び通学路等の交通事故防止に効果の高い場所に経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）を整備する。	警視庁	令和2年度には、赤坂警察署管内「青山一丁目第二交差点」等に整備した。 令和3年度には、深川警察署管内「森下五丁目交差点」等に整備した。 令和4年度には、万世橋警察署管内「神田駅北口交差点」等に整備した。	幹線道路に指定される通学路を中心に引き続き整備を推進し、無理な横断の抑制及び信号無視を抑制することで横断歩行者の交通事故防止を図っていく。
28	視認性を向上した道路標識の整備 発光式道路標識の整備推進	警視庁	設置状況（令和4年度） 発光式（歩行者横断禁止） 100本 外周発光式（路側） 60本	毎年度、同規模で整備を推進し、交通の安全を確保する。
29	安全性に配慮した設備の整備推進（エスコートゾーンの設置） 安全性に配慮した設備の整備推進（エスコートゾーンを設置）	警視庁	令和4年度末現在 777か所 （内訳） ○ 新設 31か所 ○ 補修 43か所 視覚障害者等からは良好な評価を得ており、新規の設置要望もあることから、整備の効果や必要性が認められている。	重点整備地区及びその他個別の要望箇所において、引き続き整備を推進し、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性向上を図る。
30	駅前放置自転車クリーンキャンペーン 駅前放置自転車等について、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者、商工関係団体等と連携協力して、ポスター・リーフレットによる広報やウェブを使った広報を行うほか、駅頭での普及啓発活動を推進することにより、都民に対し駐車ルールの浸透を図り、自転車等の放置状態を解消する。	生活文化スポーツ局	令和4年における駅前放置自転車台数 自転車、原付及び自動二輪車の放置台数：17,559台（前年度比1,871台減） 自転車のみでの放置台数：16,323台（前年度比1,594台減）	東京都自転車安全利用推進計画（平成26年1月策定・令和3年5月改定）で定めた数値目標 駅前放置自転車台数 令和7年（2025年）中に15,000台以下

(3) 面的なバリアフリー整備

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
31	バリアフリー基本構想等作成事業 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。	都市整備局	令和4年度補助実績 6区 （内訳） バリアフリー基本構想：足立区、大田区、杉並区 移動等円滑化促進方針：世田谷区、葛飾区、江戸川区、杉並区 （参考）令和4年度末 バリアフリー基本構想作成済み：21区 10市101地区 移動等円滑化促進方針作成済み：4区3市31地区	都内の区市町村におけるバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針の作成を促進する。
32	東京都施行市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	都市整備局	令和4年度実施地区数 1地区 （内訳） 都市施設整備再開発事業（泉岳寺駅地区）	東京都では、都市計画道路等の重要な都市施設の整備とその周辺の高度利用を図るため、「都市施設整備再開発事業」等に取り組んでいる。
33	東京都施行土地区画整理事業 公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業	都市整備局	六町地区、新宿駅直近地区にて、建物移転、工事を実施中	（新宿駅直近地区）円滑に工事を実施している。 （六町地区）換地処分を実施し、事業を完了する。
34	特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用 地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することにより市街地の更新を促進し、質の高い住環境の形成や、市街地の防災性の向上、福祉のまちづくり、緑のネットワークの形成等の推進を図る。	都市整備局	都市開発諸制度活用方針に基づき運用 （参考）都市開発諸制度を活用した都市開発の実績（令和4年度） 14件	都市開発諸制度を活用する都市開発において、高齢者や障害者等が施設等を安全かつ快適に利用できる福祉のまちづくりを推進する。

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(1) 建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
35	東京都福祉のまちづくり条例の運用等 ○ 建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○ 区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。	福祉局	令和4年度・・・届出件数 990件 適合証交付請求件数 4件	事業者、都民等に対し、福祉のまちづくり条例の運用について、一層の推進を図るとともに、条例の整備基準のうち、遵守基準より水準の高い努力基準に適合させている適合証交付施設のHPでの情報提供等、適合証交付制度についても周知に取り組んでいく。
36	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。	都市整備局	新規認定件数 8件	バリアフリー法に基づく認定を促進し、より質の高い建築物のバリアフリー化を推進し、さらに、認定取得が進むよう、引き続き広く周知に取り組んでいく。
37	区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共交通施設、道路、公園の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する区市町村に対し支援を行う。 なお、当事者を含む住民点検の実施を令和4年度採択要件化している。	福祉局	令和4年度・・・19区11市2町1村で取組を実施 ※交付決定時点	公共施設、道路、公園等及び民間事業者が行うバリアフリー化の整備に関する区市町村の取組を支援する。
38	宿泊施設のバリアフリー化支援事業 観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援する。	産業労働局	実績件数 令和4年度： ※交付申請ベース（R5.10月末時点）21件12施設	障害者・高齢者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援し、東京への旅行者の増加を図る。
39	都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化・トイレ整備 障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含め、誰もが安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化やバリアフリートイレの整備を推進する。	教育庁	障害のある生徒等への対応 【令和4年度実績】 手摺工事 0校 スロープ設置工事 0校 トイレ改修工事 2校（うち、1校で2件の工事。工事全体としては3件）	今後も引き続き、改築・大規模改修を行う際は、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、バリアフリー化を取り入れた設計やバリアフリートイレの整備を行う。
40	区市町村立学校の学校施設のバリアフリー化への支援 国の補助制度の活用を含め、児童生徒・地域住民等多様な人々が学校施設を安全、安心に利用できるようバリアフリー化に取り組む区市町村を支援する。	教育庁	令和4年度文部科学省調査（令和4年9月1日現在） 区市町村立小中学校 【校舎】 バリアフリートイレ 81.5% スロープ（門から建物まで） 83.2% スロープ（昇降口から教室まで） 68.1% エレベーター 32.6%	区市町村がバリアフリー化を計画的に進められるよう働きかけていく。
41	私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援 私立学校が行う校舎等の施設設備整備のうち、バリアフリー化等福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行う学校に対して、低利の融資事業を実施している公益財団法人東京都私学財団に対して一定の利子補給を行う（平成30年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助することとしている。）。	生活文化スポーツ局	実績なし	引き続き、本事業による私立学校のバリアフリー化促進を図っていく。
42	赤ちゃん・ふらっと事業 実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。	福祉局	令和5年3月15日現在 届出施設 1,592か所	赤ちゃん・ふらっと未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていく。
43	都立スポーツ施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化 老朽化した施設、設備を更新し、あわせてバリアフリー化を図る。	生活文化スポーツ局	令和4年度実績 【実施設計】：駒沢オリンピック公園総合運動場（体育館）、東京辰巳国際水泳場（東京辰巳アイスアリーナ（仮称）） 【改修工事】：東京都バラスポーツレーニングセンター（調布庁舎）	大規模改修、改築工事等を予定しているスポーツ施設においては、その中にバリアフリー化を取り込んでいき、利用者の利便性を図っていく。

44	区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化 区市町村が地域のニーズ等に応じて行う、身近なスポーツ環境の拡充や、バリアフリー化を含めたユニバーサルデザイン化等の推進に係る取組に対する財政支援を行う。	生活文化スポーツ局	令和4年度補助実績（バリアフリー化） 1区1市	引き続き、本事業の実施により区市町村立スポーツ施設の整備促進を図る。
45	障害者のスポーツ施設利用促進事業 身近な地域のスポーツ施設における障害のある人の利用に際して、施設管理者が配慮すべきポイントを掲載した「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」（令和4年度改訂）について、区市町村等のスポーツ施設での活用を図る。	生活文化スポーツ局	都内スポーツ施設等に対するアンケート・ヒアリング調査の結果等を踏まえ、パラアスリートや施設関係者など全16名からなる検討委員会にて内容を審議し、本マニュアルを改訂。	本事業を通じて、都内各所のスポーツ施設における障害のある人の受入れ体制の強化と、障害のある人も人も、誰もがスポーツを楽しむための環境整備を促進していく。
46	都立文化施設等の大規模改修等に伴うバリアフリー化 老朽化した施設、設備を更新し、あわせてバリアフリー化を図る。	生活文化スポーツ局	令和4年度実績 【改修工事中】東京都江戸東京博物館	大規模改修等を予定している文化施設等において、施設、設備のバリアフリー化を行い、利用者の利便性を向上させる。
47	都税事務所の改築等に伴うバリアフリー化 スロープやトイレ設備等、バリアフリー化を進める。	主税局	（令和4年度実績） 渋谷都税事務所 開所 大田都税事務所 工事着手に向け実施設計を実施	引き続き、都税事務所のバリアフリー化を推進していく。
再掲	アクセシブル・ツーリズム支援事業 障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。	産業労働局	【アクセシブル・ツーリズムの推進事業】 ①シンポジウム のべ751名（オンライン参加者数：599名、来場者数：152名） ②バリアフリー観光の情報集約・発信 ・パンフレットの作成 日本語版 19,000部、英語版 6,000部 ・6コースについて360度動画を作成し、ホームページ上に掲載 ③推進セミナー 日時固定型 5回（うち、オンライン2回） 参加者数 のべ83名 派遣型 16団体 ④リフト付きバス利用助成事業 4件	障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進していく。
48	都立建築物におけるユニバーサルデザインの導入 都立建築物の整備において、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、施設利用者の多様で幅広いニーズを十分理解した上で、適切に反映する。	財務局	東京2020大会会場となった都立競技施設の知見等を踏まえ、令和5年度版として「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」を改正	計画、設計、工事の各段階において「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」の活用による施設整備を推進
49	都庁舎の改修に伴うバリアフリー化（地下駐車場等改修工事） 都庁舎の改修工事を実施する中で、バリアフリーに関係する既存施設の機能増進を行う。	財務局	工事着手に向け実施設計を実施	第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂において「車椅子使用者用駐車施設」及び「優先駐車区画」を再編整備
50	当事者参画によるバリアフリー整備の推進 過去の取組事例を集約し、目的・手法等のポイントをまとめた当事者参画によるバリアフリー整備のハンドブックを配布し、効果的な取組実施を促す。また、地域福祉推進区市町村包括補助事業でのバリアフリー整備における採択要件とすることで、区市町村における取組実施を促進する。	福祉局	令和5年度開始事業	当事者参画を踏まえた利用者の多様なニーズを反映した設計や整備が実施されることを目指す。
51	バリアフリー設備の適正利用の推進 障害者等用駐車区画やバリアフリートイレ等のバリアフリー設備について、ガイドラインやリーフレットを活用した普及啓発活動等により適正利用を推進する。	福祉局	・1都3県共同での普及啓発活動 ・一般社団法人全日本駐車協会等の協力によるリーフレット及びポスター配布 ・地域福祉推進区市町村包括補助による実績 1町 ※交付決定時点 ・「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」を配布	都民向け広報の実施など、障害者等用駐車区画やバリアフリートイレの適正利用に関する普及啓発を強化し、障害者等が、必要ときに当該設備を利用できるようにする。

(2) 公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
52	都立公園の整備 「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進め、すべての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園を整備する。 公園施設のバリアフリーについて、案内板やホームページなどで情報発信を行う。	建設局	都立公園を10.2ha新規開園	「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化された都立公園を整備し、順次開園する。 加えて、公園の老朽化施設の更新・改修に合わせて、ユニバーサルデザインの考え方に基いた整備を行い、バリアフリーを進めていく。 新規整備：代々木公園、六仙公園 等 既設公園の改修：日比谷公園、猿江恩賜公園、秋留台公園 等
53	区市町村の公園整備事業への支援 区市町村が実施する都市公園整備事業等について、補助や技術的支援を行い、だれもが利用しやすい公園整備の促進を図る。	建設局	13区16市において、バリアフリー等だれもが利用しやすい公園の整備を実施	① 都の市町村土木補助(公園事業)を活用して公園整備等を実施する市町村に対し技術的支援 ② 国の社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)を活用して公園整備等を実施する区市町村に対し技術的支援
54	海上公園の整備 高齢者や障害者等の利用に配慮しながら海上公園の新たな開園に向けた整備及び既設公園の改修を進める。	港湾局	・海上公園の開園面積 約878ha	「海上公園の新規開園」 令和8(2026)年度 67ha 令和10(2028)年度 107ha ※累計開園面積：令和2(2020)年度末時点 873ha → 令和10(2028)年度 980ha (「未来の東京」戦略に掲げる目標) 老朽化施設更新のタイミングを捉えて各種法令や福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、トイレのバリアフリー化を推進する。 公園施設の整備・改修時に合わせて、ビクトグラム・文字・音声・多言語等による情報保障を推進する。 ウェブサイトにおける福祉対応状況の公開を継続して行う。
55	河川における親水空間等の整備 東部低地帯の主要河川ではスーパー堤防の整備により、地震への安全性の向上とともに親しみやすい水辺環境の創出を図る。 中小河川では、河川整備に合わせた緑化のほか、整備済み区間において既存護岸や管理用通路の緑化を推進する。	建設局	隅田川などのスーパー堤防等整備 累計44地区概成 大栗川、乞田川等の緑化整備 累計約2.9ha 整備(令和2年度～)	1.スーパー堤防等の整備 ・令和8年度までに、累計53地区概成(『未来の東京』戦略version up 2024 3か年アクションプラン) 2.河川緑化の整備 ・令和2(2020)年度～令和12(2030)年度で17.7haの緑化整備を推進
56	自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化 自然公園の利用施設(便所、ビジターセンター等)において、改修時及び新設時に施設のバリアフリー化を進める。	環境局	三宅島「伊豆岬園地改修工事」・・・既存の園路スロープを福祉のまちづくり条例にそごうよう、手すりの延長などを修正 八丈島「登龍園地施設改修工事(令和3年度)」：トイレ、男性 和式2・洋式2、女性 和式2・洋式1・和式1・洋式2、簡易オストメイトへの改修	多様な利用者が安全・安心・快適に利用できる自然公園施設をめざし、施設改修を継続実施するとともに、利用促進につながるソフト事業を検討する。
57	障害のある子ども共々楽しめる遊具の設置 先行的に行うモデル公園において、障害のある子ども共々楽しめる遊具を設置する。	建設局	設計・工事(汐入・陵南公園等) 遊具広場の利用促進につながるイベント等を展開	多様性に配慮した社会を目指して、障害の有無や年齢、性別、文化の違いに関わらずあらゆる子供たちが一緒に遊べるような公園づくりを推進する。

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
58	公営(都営)住宅のバリアフリー化の促進 都営住宅の建替え及び既設都営住宅への手すり設置などの住宅設備等の改善やエレベーター設置によるストックの維持更新を行い、バリアフリー化を図る。	住宅政策本部	令和4年度改修工事等の実績 ・建替 2,988戸 ・高齢者向け改善(改修) 3,899戸 ・障害者向け改善(改修) 271戸 ・エレベーター設置 23基	加齢に伴う身体機能の低下等に対応できる良質な住宅ストックの形成を図るため、都営住宅の建替えや既設都営住宅の住宅設備改善、エレベーターの設置による住宅のバリアフリー化を推進する。
59	都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用 都民の居住面でのセーフティネットとなる良好な住宅ストックを確保するため、都営住宅大規模団地の建替えを推進し、あわせて、建替え等に伴い創出される用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる用地を選定し、高齢者施設、障害者施設及び子育て支援施設の整備の候補地として提供する。	住宅政策本部	令和4年度は、都営住宅団地の建替え等により創出した用地において、都営住宅大規模団地の建替え等に活用した地域の福祉インフラ整備事業による福祉施設開設実績なし (平成26(2014)～令和4(2022)年度 約29ha)	都営住宅の建替え等により創出した用地については、地元区市町と連携し地域特性に応じた公共福祉施設の整備を促進するとともに、福祉インフラ整備の候補地として提供する。

60	高齢者、障害者等向け都営住宅の建設 シルバー・ピア及び車いす使用者向けの住宅を供給する。	住宅政策本部	新規建設なし 令和4年度末までの累計 <シルバー・ピア> 都営住宅 4,438戸 (参考) 区市町村住宅 5,590戸 都市再生機構住宅 235戸 <車いす使用者向け> 1,036戸	都営住宅の建替えにおいて、地元区市町村からの要望に基づき高齢者向けシルバー・ピアや車いす使用者向け住宅の住宅供給を進める。
61	区市町村公営住宅整備事業助成 区市町村が公営住宅の新規供給や建替え事業を行う場合、住宅のバリアフリー化等を要件の一つとして、その建設費等の一部を都が補助することにより、高齢入居者等に配慮した公営住宅の整備を促進する。	住宅政策本部	事業実績(整備戸数) 令和元年度 62戸 令和2年度 86戸 令和3年度 20戸 令和4年度 218戸	区市町村への財政的支援を通じ、バリアフリー化など高齢入居者等に配慮した公営住宅の供給促進を図っていく。
62	サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進 地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、直接補助及び区市町村を通じた間接補助を行う。	住宅政策本部	サービス付き高齢者向け住宅等の供給状況 24,224戸(令和4年度末)	令和12年度(2030年度)末までにサービス付き高齢者向け住宅等を33,000戸整備する。
63	都市居住再生促進事業 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施する民間事業者に対し、区市町村が補助を行う場合、区市町村に対し、都として事業費の一部を補助する。	住宅政策本部	8地区、1,871戸	地域の防災性の向上と、良質な住宅供給を図り、バリアフリー化など高齢者などに配慮した住宅ストック形成を目指す。
64	マンション改良工事助成 マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に対して利子補給を行う。	住宅政策本部	4年度助成申込実績:83件、3,771戸	既存マンションにおける計画的な修繕実施を促進することで、マンションの長寿命化やバリアフリー化等を図り、良好な住宅ストックの形成に寄与する。
65	シルバー・ピア事業 (高齢社会対策区市町村包括補助事業) 緊急時対応や安否確認等を行う生活援助員等を配置するバリアフリー構造の高齢者向け公的賃貸住宅(シルバー・ピア)の運営を行う区市町村を支援する。	福祉局	令和4年度実績 47区市町村 ※交付決定時点	一人暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域社会の中で安心して生活を続けられるよう、シルバー・ピア事業を実施する区市町村に対し、高齢社会対策区市町村包括補助事業により引き続き支援を実施する。
66	住宅改善事業(バリアフリー改修等) (高齢社会対策区市町村包括補助事業) 高齢者がいる世帯に対し、介護保険給付の対象外となる部分について、その者の居住する住宅の改修に係る経費を給付する。	福祉局	令和4年度実績 51区市町村 ※交付決定時点	高齢者が、住み慣れた地域社会の中で安心して生活を続けられるよう、住宅改善事業を実施する区市町村に対し、高齢社会対策区市町村包括補助事業により引き続き支援を実施する。
67	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 日常生活の利便を図ることを目的として、在宅の重度身体障害者(児)に対し、その者の居住する住宅の設備改善に要する費用の給付を行う。	福祉局	令和4年度実施自治体 38自治体(※令和4年度変更交付決定時点)	重度身体障害者(児)の居住する住宅の設備改善事業を実施する区市町村に対し、障害者施策推進区市町村包括補助事業により引き続き支援を実施する。
68	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 転落防止など子供の安全が確保され、快適な子育てが可能となる間取りや設備など、安全・安心な子育てのための工夫が凝らされた集合住宅を「東京都こどもすくすく住宅」として都が認定、整備費の一部に対する都の直接補助により、認定住宅の供給を都内全域で推進	住宅政策本部	令和4年度末延べ認定実績:36件2,046戸	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進などにより、子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境づくりに寄与する。
69	災害時における応急住宅対策 発災時に被災者へ応急住宅の提供を迅速に行えるよう、区市町村等の関係者との協議・調整、建設関係や不動産関係団体との協定の締結、訓練の実施など、平時からの事前準備を進める。	住宅政策本部	・賃貸型応急住宅の実務マニュアルを活用した訓練の実施、実務マニュアルのブラッシュアップ ・建設型応急住宅の実務マニュアル素案作成 ・公的住宅の提供訓練の実施	首都直下地震を想定した応急住宅の提供体制の整備を推進する。

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
70	視覚障害者向け都政情報の提供 (広報東京都の点字版・音声版等) 都の広報紙「広報東京都」について、視覚障害者向けに点字版及び音声版を提供するとともに、ホームページでも情報を提供することにより、情報のバリアフリー化を図る。	政策企画局	令和4年度実績 広報東京都(点字版)発行実績 860部/月 広報東京都(音声版)発行実績 テープ版:540組/月 デジター版:1,020枚/月	都政の重要施策についての解説や都民生活に必要なお知らせ事項を都民に幅広く提供するため、引き続き「広報東京都」点字版・音声(テープ・デジター)版を希望者へ郵送するとともに、特別支援学校、点字図書館、公立図書館、福祉団体等に配布する。 また、「WEB 広報東京都」に音声版データを掲載する。
71	都庁総合HP等における機械翻訳の充実(都庁総合ホームページの運営) 都庁総合ホームページにおいて、4言語(英、中簡、中繁、韓)によるAI自動翻訳を導入。在住外国人や海外に向け、日本語と同レベルの情報を多言語で即時提供することにより情報バリアフリーを推進する。	政策企画局	都庁総合ホームページに加え、東京都各局の主要サイトにて機械翻訳機能の実装を完了	・令和6年度には、機械翻訳機能を現状の4言語から、約130言語に拡大 ・令和6～8年度の3年間で、機械翻訳の利用回数を令和5年度比1.5倍程度まで拡大
72	字幕付きYouTubeライブ配信 知事の記者会見や庁議等において、音声認識アプリを活用した字幕付きYouTubeライブ配信を実施することで、聴覚障害者等への情報提供の充実を図る。	政策企画局	字幕付きYouTubeライブ配信回数:75回 (知事会見等)	字幕付きYouTubeライブ配信の実施による視覚障害者等への情報提供の充実
73	消費生活情報の提供(東京くらしねっとCD版)及び字幕入り消費者教育DVDの作成 ①消費生活情報誌「東京くらしねっと」CD版を作成し、公立図書館、視覚障害者施設や個人の希望者に配布する。 ②字幕入り消費者教育DVDを作成し、学校での授業や講座等に提供するほか、都民への貸出等を行う。	生活文化スポーツ局	①「東京くらしねっと」CD版の作成 (年間各回ごとの配布枚数): (第1回)638枚、(第2回)635枚、(第3回)631枚、(第4回)628枚、(第5回)625枚、(第6回)620枚 ②字幕入り消費者教育DVDの作成 (テーマ):「キャッシュレス決済のお品書き かじこく選んで買い物上手」 (作成枚数):1,000枚	障害者に対し、消費生活情報の提供と学習支援を行う。
74	外国人に対する生活情報等の提供 東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo: Your Guide」や東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイト等を通じて、情報提供を行っている。	生活文化スポーツ局	・生活情報冊子「Life in Tokyo: Your Guide」を6言語で作成・配布 ・令和4年度、東京都多文化共生ポータルサイトをリニューアル	外国人が必要な情報、外国人の活躍に向けた情報提供の充実
75	点字録音刊行物作成配布事業 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布することにより、社会参加を促進し、生活・文化の向上を図る。	福祉局	令和4年度実績 【点字本】 12種類 各723部 【録音物】 12種類 各1,130部	視覚障害者の福祉の向上のため、引き続き実施していく。
76	点字による即時情報ネットワーク事業 視覚障害者に対して、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活・文化の向上を図る。	福祉局	令和4年度実績 (点字) 延配布者数 24,100人 (音声) アクセス数 255回	視覚障害者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。
77	視覚障害者用図書製作貸出事業 視覚障害者等に対し、視覚障害者等用図書(点字図書、録音媒体等)を製作し、貸出し又は交付することにより、視覚障害者等の文化の向上と福祉の増進を図る。	福祉局	令和4年度実績 (貸出用図書) 点字図書 製作 324冊 貸出 744冊 声の図書 製作 370巻 貸出 2,829巻 (希望図書) 点字図書 製作 241冊 声の図書 製作 116冊 希望媒体図書 製作 53本	視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図るため、引き続き実施していく。
78	字幕入映像ライブラリー事業 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。	福祉局	令和4年度貸出実績 204件 810本	聴覚障害者の生活文化の向上と福祉の増進のために、引き続き実施していく。

79	視覚障害者ガイドセンター運営事業 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。	福祉局	令和4年度実績 都外から 45回 都外へ 0回	視覚障害者の福祉増進のため、引き続き実施していく。
80	点字や音声コードを活用した情報バリアフリーの推進（納税通知書） 【点字】個人事業税、自動車税種別割、23区内の固定資産税・都市計画税について、希望者に対しては、点字で税額等を表示した用紙を、通常の納税通知書に同封することで、情報バリアフリーを図る。 【音声コード】個人事業税、自動車税種別割、23区内の固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、視覚障害者が通知書の内容を音声で取得できる旨を案内する。その上で、希望者には、通知書に記載されている情報を音声コード化した文書を個別に送付し、情報バリアフリーを図る。	主税局	【点字】個人事業税（4件）、23区内の固定資産税・都市計画税（112件）の納税通知書について、点字による案内を実施した。自動車税種別割については令和4年度は申込がなかったため0件であった。 【音声コード】個人事業税（約22万件）、自動車税種別割（約199万件）、23区内の固定資産税・都市計画税（約327万件）、不動産取得税（約29万件）の納税通知書について音声コードによる案内を実施した。	情報バリアフリーの推進に向け、引き続き点字や音声コードの活用を図る。
81	点字や音声コードを活用した情報バリアフリーの推進（水道料金・下水道料金の請求書等） 給水契約者で希望する方に対して、水道ご使用量等のお知らせや請求書等の内容について、点字表示や音声コード付き文書で案内し、情報バリアフリーを図る。	水道局 下水道局	【点字】給水契約者155名（区部103名、多摩52名）からの希望に応じ、水道料金等のお知らせや請求書等を送付 【音声コード】給水契約者15名（区部9名、多摩6名）からの希望に応じ、水道料金等のお知らせや請求書等を送付 ・都庁舎等に広報用チラシを設置 ・局HPに音声コードの利用案内を掲載	情報バリアフリーの推進に向け、引き続き実施していく。
82	デジタルデバイドの解消 デジタル技術を活用することができる人とできない人との間に生じる格差（デジタルデバイド）の解消に向けて、とりわけデジタル機器に不慣れな高齢者や障害者がスマートフォンを使って行政サービスを利用することができるよう取組を推進している。	デジタルサービス局	○高齢者向けスマホ体験会・相談会 ・体験会・相談会実施回数：約2,460回 ・支援対象人数：約16,000人	スマートフォン未所有の高齢者・障害者には、所有に向けた動機づけに資する機会を提供し、スマートフォンを所有しているが十分に使いこなせていない高齢者・障害者には、生活に必要な機能を使いこなすためのサポートを実施する。
再掲	赤ちゃん・ふらっと事業 実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。	福祉局	令和5年3月15日現在 届出施設 1,592か所	赤ちゃん・ふらっと未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていく。
83	外国人滞在支援対策 外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、錯誤から、意図せず法を犯してしまう者も存在する。このため、在住外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防止する。	生活文化スポーツ局	・留学生等に対する生活指導講習 27回実施 ・外国人在留マニュアルの作成 60,000部印刷	外国人が、日本のルール・マナーを理解し、日本で犯罪に巻き込まれず、安全安心な生活を送り、これにより、外国人犯罪の発生件数が減少し、都民の安全安心が向上
84	在住外国人等の子供を対象とした安全に関する啓発 在住外国人等の子供が、非行や犯罪被害に遭わないために知っておくべき安全・安心に関する知識等について、講座の開催やテキスト等の作成による啓発を行う。	生活文化スポーツ局	在住外国人等の子供を対象とした安全啓発講座の開催 19回 在住外国人等の子供を対象とした安全啓発テキストの増刷 計6,000部	在住外国人等の子供の非行や犯罪被害を防止する。
85	観光案内所の運営 東京を訪れる国内外からの旅行者のニーズに対応し、その利便性の向上を図るため、東京観光情報センターの運営を行い、観光情報提供体制の充実を図る。	産業労働局	都内5か所で開催東京観光情報センターを運営。 （東京都庁、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、多摩） ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一部施設で時間短縮営業をした	東京観光情報センターの利用者に対して、都内の観光スポット、観光イベント及び観光施設などを紹介することにより、訪都旅行者の都内観光行動を活性化させ、都内観光産業の振興に貢献する。
86	観光ボランティアの活用 東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対し観光案内等のサービスを提供し東京の魅力を伝える。	産業労働局	・観光ボランティア登録者数：3,118人（令和5年4月時点） ・観光ボランティアの活動の質の向上を図るため、各種研修を実施（→街なかの観光案内等を順次、再開）	・多様化する外国人旅行者のニーズに対応し、観光案内をより効果的かつきめ細かく行う。 ・観光ボランティアの新規募集等を継続的に実施することで、外国人旅行者が多く訪れる10地域において、街なか観光案内を展開。
87	東京ひとり歩きサイン計画 外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しむように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の維持更新を行う。また、平成26年度改定の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進していく。	産業労働局	設置済の観光案内標識の維持更新を実施	外国人旅行者や障害者、高齢者を含めた全ての人々が安心して東京の観光を楽しむように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を維持更新する。

再掲	ターミナル駅における乗換え案内等の充実に向けた取組 初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一を推進する。	都市整備局	令和4年度は、主要ターミナル9駅での事例・解決策・成果を整理し、取りまとめた。	都内主要ターミナル駅について、案内サインの改善等の取組を実施
----	---	-------	---	--------------------------------

(2) ホームページ等による情報提供の充実

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
88	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用 高齢者や障害者を含めた全ての方が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを運営する。	福祉局	掲載情報の増加件数・・・56件（令和4年度末時点の合計・・・1,944件）	高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、引き続き、掲載情報量や情報掲載方法を充実させていく。
89	バリアフリー情報のオープンデータ化 都内の公共施設等におけるだれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開する。また、現在公表している公共施設等における車椅子利用者対応トイレのオープンデータの更新を行う。	福祉局	（オープンデータ化した車椅子利用者対応便所等の数 内訳） 都立施設 1,522基 区市町村立施設 6,741基 鉄道駅 784基 計 9,047基	バリアフリー情報のオープンデータ化の推進に向け、引き続き実施していく。
90	データ活用の推進 都内区市町村等と連携し、行政が保有するデータを「東京都オープンデータカタログサイト」等に掲載するとともに、更なるオープンデータの公開及び民間での利活用促進を図り、官民連携による地域課題の解決を推進する。	デジタルサービス局	都内各区市町村・各局のオープンデータ、約55,000件を「東京都オープンデータカタログサイト」で公開	データ棚卸し等により優先順位が高い各局データのオープンデータ化率：100%（令和7（2025）年度）
91	TOKYO パラスポーツ・ナビの運用 障害のある人やパラスポーツを支える人を対象に、都内の公共スポーツ施設のバリアフリー情報や、スポーツ教室の開催情報をはじめ、障害者のスポーツに関する様々な情報を掲載したパラスポーツ専門ポータルサイト「TOKYO パラスポーツ・ナビ」を運用する。	生活文化スポーツ局	令和4年度ページビュー数 161,734回	パラスポーツに関する情報発信を通じて、障害のある人もない人も、共にスポーツを楽しみ、より豊かな生活を実現できる環境を整備する。
92	ウェブサイトによる情報発信 国内外から旅行者を東京へ誘致するため、東京に存在する様々な観光魅力（イベント、施設、自然、文化及び伝統など）に関する情報をウェブサイト「GO TOKYO」等により発信し、これを広く認識してもらうことにより、訪都旅行予定者を確保する。	産業労働局	9言語10種類に対応し情報発信を行った。 また、SNSについても5種類の媒体で発信を行った。	旅行者が必要とする東京の基本情報をはじめ、東京の魅力ある観光スポット、イベント等について、常に最新の情報を多言語で掲載し、さらに利用者別に情報を提供することで、アクセス数の増加を図り、訪都旅行者の増大に寄与する。
93	バリアフリー情報発信支援事業 バリアフリー情報を提供するアプリ等を開発・運営する民間事業者が、そのバリアフリー情報の充実や利便性向上を図るため、機能の追加等を支援する。	産業労働局	令和6年度開始事業	バリアフリー情報を発信する民間団体を支援することで、障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行うことのできる環境を整備する。

(3) コミュニケーションにおける支援の充実

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
94	聴覚障害者意思疎通支援事業 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。	福祉局	令和4年度実績 意思疎通支援に係る広域的連絡調整 710件 広域型行事への意思疎通支援者の派遣 87件	聴覚障害者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。
95	手話のできる都民育成事業 手話の普及促進を図るとともに、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。	福祉局	令和4年度実績 ①手話のできる都民育成事業 (1) 普及啓発 普及啓発イベントの実施 普及啓発冊子の作成・配布 (2) 手話通訳者養成事業 (修了者数) 手話通訳者 153名	聴覚障害者の福祉の向上のため、引き続き実施していく。

96	手話人口の裾野拡大支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 身近な地域において子供の頃から手話に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解が深め、手話人口の裾野拡大を図る。	福祉局	令和5年度事業開始	区市町村における手話に関する先進的な取組を支援し、手話人口の裾野拡大を図る。
97	障害者の意思疎通のための情報保障機器等開発支援事業 対象者が少なく製品化が進まない情報保障機器を都の窓口に設置し、使用状況等を開発メーカー等へフィードバックすることにより、障害者に対応した機器の開発・普及促進を支援する。	福祉局	令和6年度開始事業	障害者に対応した機器の開発・普及を促進する。
98	盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者を養成研修を行う講習会等に対し補助を行い、もって盲ろう者の福祉の向上を図る。	福祉局	令和4年度実績 ①「通訳・介助者派遣事業」 派遣件数 11,607件 派遣時間 44,567時間 ②通訳・介助者養成研修事業 受講者数 27人 修了者数 19人	盲ろう者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。
99	デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業 デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施することで、都における情報保障を推進する。 ①QRコードを利用した遠隔手話通訳 ②庁内貸し出し用タブレット(1台) ③電話代理支援	福祉局	令和4年度実績 ①QRコード利用 4回 ②タブレット貸出 46回 ③電話代理支援 36回 ④動画による事業周知	都庁舎及び都事業所等における聴覚障害者の情報保障の確保のため、引き続き実施していく。
100	失語症者向け意思疎通支援者養成事業 失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。	福祉局	【必修基礎コース】 受講者数：30名 修了者数：28名 【応用コース】 受講者数：11名 修了者数：11名	失語症者の社会参加を促進するため、引き続き実施していく。
101	交番における手話技能取得者の活動 手話技能を有する地域警察官を交番や駐在所に配置する。	警視庁	令和5年4月1日現在、5署3交番2駐在所で「手話交番」を運用している。	手話技能を持つ地域警察官による、聴覚障害者の心情に配慮した警察活動の推進
102	交番における視覚障害者及び外国人への配慮 視覚障害者及び外国人に配慮した交番等付帯設備の整備推進	警視庁	○ 電子掲示板 令和4年度 新設なし(令和5年4月1日現在 40署90交番に設置) ○ 地理案内板 令和4年度 3か所改造 ○ ランドマーク 令和4年度 4か所に設置(令和5年4月1日現在597か所に設置)	引き続き、電子掲示板、地理案内板、交番ランドマークの設置等による、視覚障害者及び外国人に配慮した対応を推進する。
103	ユニバーサルコミュニケーションの促進 2025年に東京で世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会が開催されることを契機に、日本の最新技術を活用して社会の多様性や包摂性を一層高め、共生社会実現の弾みとしていくため、関係者や事業者等と連携し、ユニバーサルコミュニケーション技術の開発や社会への普及を促進する。	生活文化スポーツ局	聴覚障害者等が出場する空手道大会や、国内外から多くのスタートアップが集うCity-Tech, Tokyoの東京都ブースにおいて、音声テキスト化する透明ディスプレイなどを展示、使用することでPRを行った。	世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会に海外から多くの選手・観客が訪れる2025年を契機に、『いつでも・どこでも・誰とでも』つながるユニバーサルコミュニケーションを促進する。
104	ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業 2025年に開催される世界陸上及びデフリンピックを契機に、国籍の違いや障害の有無に関わらず、「いつでも・どこでも・誰とでも」つながる街・東京を実現する。	福祉局	令和6年度開始事業	ユニバーサルコミュニケーションに係る最新のデジタル技術を活用し、区市町村における情報バリアフリーの取組を促進する。
105	情報保障機器の普及促進事業 福祉機器展等に都として参加し、障害児者やその家族、区市町村職員にデジタル機器等の製品情報・活用事例を紹介する。	福祉局	令和4年度実績 ①第49回国際福祉機器展(10月5日～7日) ・デジタル機器等の展示 ・活用事例セミナーの実施 ②日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)に関する意見交換会(10月6日)	障害児者の情報の取得・利用や意思疎通におけるバリアフリー化に資するデジタル機器を始めとした福祉機器やスマートフォンアプリ等の普及を後押しすることにより、障害児者の社会参加等を促進する。

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

(1) 普及啓発及び学習機会の充実

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
106	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 東京都福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあった者を表彰する。	福祉局	令和4年度実績 ○贈呈対象者 【団体】東京都地下鉄株式会社 特定非営利活動法人 町田ハン ディキャプ友の会	都民等に対し、福祉のまちづくりへの理解を深めるため、引き続き実施し、ホームページ等でPRを行う。
107	障害者福祉関係者賞の贈呈・ 自立し、他の模範となる障害者及び障害者の自立支援に特に功績のあった者を表彰する。	福祉局	贈呈者数7名	都民の理解向上を図るため、継続して実施する。
108	心のバリアフリーに向けた普及推進 心のバリアフリーポスター普及啓発コンクールの実施、ホームページによる体系化された情報発信、普及啓発冊子の作成・配布、心のバリアフリーの推進に向けて従業員への普及啓発の実施などに取り組む企業等を登録する「心のバリアフリーサポート企業連携事業」等により、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図る。	福祉局	○「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」応募件数 352件 ○「『心のバリアフリー』の実現に向けたハンドブック」の配布 ○サポート企業登録数：87社 好事例企業認定数：9社	引き続き、施設のバリアフリー整備に加え、ソフト面の取組として、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」への都民の理解を促進し、共生社会の実現を目指し、心のバリアフリーの推進に係る取組を実施していく。
再掲	バリアフリー設備の適正利用の推進 障害者等用駐車区画やバリアフリートイレ等のバリアフリー設備について、ガイドラインやリーフレットを活用した普及啓発活動等により適正利用を推進する。	福祉局	・1都3県共同での普及啓発活動 ・一般社団法人全日本駐車協会等の協力によるリーフレット及びポスター配布 ・地域福祉推進区市町村包括補助による実績 1町 ※交付決定時点 ・「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」を配布	都民向け広報の実施など、障害者等用駐車区画やバリアフリートイレの適正利用に関する普及啓発を強化し、障害者等が、必要ときに当該設備を利用できるようにする。
再掲	駅前放置自転車クリーンキャンペーン 駅前放置自転車等について、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者、商工関係団体等と連携協力して、ポスター・リーフレットによる広報やウェブを使った広報を行うほか、駅頭での普及啓発活動を推進することにより、都民に対し駐車ルールの浸透を図り、自転車等の放置状態を解消する。	生活文化スポーツ局	令和4年における駅前放置自転車台数 自転車、原付及び自動二輪車の放置台数：17,559台（前年度比1,871台減） 自転車のみの放置台数：16,323台（前年度比1,594台減）	東京都自転車安全利用推進計画（平成26年1月策定・令和3年5月改定）で定めた数値目標 駅前放置自転車台数 令和7年（2025年）中に15,000台以下
109	共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 障害及び障害者の理解を深めるため障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例の共有等を通して差別解消を進めるための協議を行うことや、障害特性や配慮すべき事項をまとめたハンドブックを作成するなどの取組みを通して共生社会の実現を図っていく。	福祉局	・障害者理解促進特設サイトの改修・運営 ・ハンドブック、リーフレット及びパンフレットの配布 ・相談事例集の作成・配布	都民一般の障害理解を深めるため、引き続き事業を実施する。
110	共生社会実現に向けた意識啓発推進事業・ テフリンピックを契機に、障害及び障害者への理解を促進するため、ファミリー層や若者が集う商業施設等で啓発イベントを開催するほか、大学と連携して、共生社会実現に向けた意識調査等を実施する。	福祉局	令和6年度開始事業	障害への関心が高まる機会をとらえ、共生社会の実現に向け、イベント及び意識調査等を行う。
111	生活環境改善普及事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者を取り巻く生活環境を改善するとともに、都民に対して、障害に関する正しい理解を促進し、障害者問題の解決に向けて協力を求めるために広報・啓発活動等を行う。	福祉局	「障害者週間」啓発ポスターの作成、掲示等	都民に対して、障害に関する正しい理解を促進し、障害者問題の解決に向けて協力を求めるため、継続して実施する。
112	障害に関するシンボルマークの周知・普及 国際的に、また、法律に基づくなどとして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。	福祉局	広報誌、障害者週間ポスター等で周知	広く都民へ周知・普及を進めていくため、継続して実施する。
113	ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人となない人とが同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図る。	福祉局	東京都庁第一本庁舎5階大会議場 162名	障害者の福祉の増進を図るため、継続して実施する。

114	人権問題に関する普及啓発事業 (人権啓発相談) 東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題に対して、「みんなの人権」等の啓発用の冊子、リーフレットの作成・配布や、人権啓発イベントの実施など、今後も積極的に施策を進めていく。	総務局	・東京都人権プラザにおいて、様々なバリアを体験できるコーナーの設置及び活用並びにパネル展示等を実施(通年) ・人権啓発冊子「みんなの人権」を作成し配布 ・YouTube 東京都人権部チャンネルに、人権啓発映像「こんなとき、どうする?〜気づき編〜」ほか2本のアニメCMを掲載(通年)	差別や偏見をなくすための人権問題に関する理解促進のための普及啓発等に取り組む。
115	こどもスマイルムーブメント 多様な主体と連携し、社会全体で子供を大切に作る気運を醸成することにより、「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」の実現を目指す。	子供政策連携室	参画企業・団体数 1300超	社会全体で子供を大切に作る気運の醸成
116	子育て応援どうきょうパスポート事業 ○ 本事業に賛同する企業・店舗等が、都に協賛を申請。都は、「協賛店等」として登録後、ステッカーを配布するとともに、「どうきょう子育てスイッチ」サイト・アプリ等で情報を公表。協賛店等は、店頭等でステッカーを掲示する ○ 都は、18歳未満の子供や妊娠中の方がいる世帯(以下「利用者」という。)に、パスポートを交付する。 ○ 利用者は、サービス利用の際に協賛店等から求められた場合、パスポートを提示する。協賛店等は、利用者に対して、おむつ替えスペースがある・ベビーカー入店可能な店舗情報など様々なサービスを提供する。	福祉局	令和5年3月1日時点の協賛店舗数：6,170件	社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成
117	福祉に関する教育の充実(小・中学校) 小・中学校における「特別活動」や「総合的な学習の時間」の中で、指導の充実を図る。	教育庁	福祉に関する教育を実施している小・中学校 1,896校	全ての小・中学校で、社会貢献に関わる心情や態度を育むとともに、心のバリアフリーの理解に向けた学習を実施する。
118	福祉教育の充実(高校生) 都立高等学校における教科「人間と社会」の中で、体験活動や演習等により、支え合う社会や共助を学び、社会貢献意識を育む。	教育庁	全ての都立高校等191校で実施	全ての都立高校で、社会貢献意識を育む。
119	インクルーシブな教育の促進 交流及び共同学習の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深める取組を推進する。	教育庁	令和2年度から令和4年度の3か年で、交流及び共同学習の実践的な研究を実施し、事業報告書を作成	交流及び共同学習を促進するための具体的な方策を検討し、区市町村教育委員会及び小・中学校に普及
120	区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業(地域福祉推進区市町村包括補助事業) 小中学校における「総合的な学習の時間」などを活用した福祉体験学習等による心のバリアフリーに係る普及啓発を実施していく区市町村を支援する。	福祉局	令和4年度補助実績 9区2市 ※交付決定時点	包括補助事業を活用し、全ての区市町村に普及啓発事業を広める。
121	青少年応援プロジェクト@地域(地域における青少年の健全育成) 「多文化への理解」、「障害者や高齢者への理解」、「スポーツ・職業体験等」、それぞれのテーマで、講演会や交流体験を通じて、主に、地域で青少年健全育成に携わる地区委員をはじめとする大人や、地域の子供達にダイバーシティ意識を育むイベントを実施する。	生活文化スポーツ局	事業実績 15回 内訳：「多文化への理解」6回「障害者や高齢者への理解」4回「スポーツ・職業体験」5回	事業計画 年16回実施
122	児童・生徒等に対する総合防災教育 地震、火災等の災害や生活事故に対する危険予知・回避能力を高めるため、児童等の発達段階に応じた防災教育(総合防災教育)を教育関係機関等と連携して推進する。	東京消防庁	令和4年度の総合防災教育の実施状況は5,349件 593,050人	児童等の防災行動力の向上とともに、家庭や地域の防災行動力の向上を図る。
再掲	都営地下鉄駅におけるサービス介助士の資格取得の拡大 高齢者や障害者などが都営地下鉄を安心してご利用いただけるよう、全ての駅係員のほか、乗務員の「サービス介助士」の資格取得を進める。	交通局	平成19年度から継続した取得促進により、現在、全ての駅に資格を持った駅員を複数名配置している。 また、平成26年度からは乗務職員(乗務区職員、荒川電車営業所職員など)の取得を開始している。	引き続き資格取得を進める。

再掲	都営交通におけるバリアフリーに関する情報発信・心のバリアフリー推進に向けた取組 ① 駅構内や車内でのバリアフリー情報について、局ホームページ等で継続的に発信する。 ② マナー啓発や心のバリアフリー推進に向け、関係機関とも連携し、駅や車内でのPRを実施する。	交通局	①局ホームページや各種媒体での情報発信を実施 ②ポスターや動画を作成しPR	①継続的に都営交通のバリアフリー情報を発信する。 ②引き続き、駅や車内において心のバリアフリー推進に向けた取組を実施する。
123	バラスポーツ指導者講習会 教員がバラスポーツを体験するとともに、歴史・意義・ルール・指導法等を学ぶことにより、学校の教育活動において指導を行うことができる資質・能力の育成の向上を図る。	教育庁	バラスポーツ指導者講習会を2回実施。 ① ポッチャ 参加者 35名 ② 車いすラグビー 参加者 17名	引き続き、バラスポーツの体験を通して、教員の資質・能力の向上を図る。
124	国際大会を契機としたスポーツ気運醸成 2025年の世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会の開催を通じて、スポーツへの関心や共生社会への理解を一層深めることができるよう、様々な取組を進めていく。	生活文化スポーツ局	令和5年度事業開始	両大会を契機に、スポーツが本来持つ、喜びや感動、人とのつながりなどを誰もが享受できるスポーツムーブメントを創出する。また、言語や障害など、多様なバックグラウンドを持つ人々が共に生きる社会づくりに貢献する。
125	バラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会 東京2020パラリンピック競技大会を契機としたパラリンピック・ムーブメントの継承・発展に併せて、ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進することを目的として、バラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会を設置。	政策企画局	12月20日に第2回懇談会（都庁・リモート）実施	懇談会において、バラスポーツの盛り上げや福祉のまちづくり等について意見交換を行うとともに、パラ応援大使（パラアスリート、学識経験者、各界で活躍されている方々で構成）が、バラスポーツの魅力やバリアフリーの取組について広く発信することで、バラスポーツの振興やバリアフリーの推進を図る
126	東京都福祉のまちづくりの推進体制の整備 都民代表、学識経験者、事業者・障害者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり推進協議会」、事業者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」及び「東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議」を開催する。	福祉局	令和4年度会議開催実績 ・東京都福祉のまちづくり推進協議会 2回 ・同専門部会 4回 ・東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会 1回 ・東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議 2回	福祉のまちづくりを推進するため、今後も福祉のまちづくり推進協議会委員の意見・要望を十分に聴取・反映させ、事業者団体等連絡協議会や区市町村の担当者と有機的な連携を図るための連絡協議・情報交換を行っている。

(2) 多様な人の社会参加の推進

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
127	盲ろう者支援センター事業 東京都盲ろう者支援センターを盲ろう者に対する総合的な支援拠点として運営し、もって東京都における盲ろう者福祉の向上を図り、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。	福祉局	令和4年度実績 ①訓練事業 実施回数106回 対象者数16人 ②専門人材養成事業 養成講習会 2科目 3回 修了者 計98人 ③総合相談支援事業 相談件数397件 ④社会参加促進事業 交流会 計30回 参加者 計610人 学習会 計117回 参加者 計917人	盲ろう者の社会参加を促進するため、引き続き実施する。
128	障害者社会参加推進センター事業 障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。	福祉局	・社会参加推進協議会 2回 ・相談 55件 ・福祉講座 2回 ・障害者実態アンケート調査実施	障害の有無にかかわらず、だれもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、引き続き事業を実施していく。
129	身体障害者補助犬給付事業 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。	福祉局	給付実績 盲導犬 8頭 介助犬 1頭	身体障害者の社会参加と自立の促進のため、引き続き実施していく。
130	オストメイト社会適応訓練事業 オストメイトに対し、ストマ増設に伴うストマの衛生管理等に関する訓練指導を行うことにより、オストメイトの社会復帰の促進を図る。	福祉局	11回	オストメイトの社会復帰の促進を図るため、継続して実施する。

131	聴覚障害者向けメール相談 聴覚に障害がある等、電話による相談が難しい方を対象に、電子メール相談を実施し、相談対応の充実を図る。	生活文化スポーツ局	令和4年度実績 41件 (4月3件、5月3件、6月3件、7月1件、8月4件、9月2件、10月5件、11月4件、12月3件、1月3件、2月5件、3月5件)	電話での消費生活相談が難しい障害者への対応の充実を図る。
132	ヘルプマークの推進 共生社会の実現を目指し、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を作成し、普及啓発に取り組む。	福祉局	①公共交通機関や東京都立病院等での実施 ②区市町村による活用等の取組支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業・選択事業） ・ヘルプマーク製作・配布経費の補助 ・ヘルプマークの活用に係る経費の補助 ③民間企業による活用 ・民間企業による普及啓発の取組促進 ④普及啓発 ・イベント等でのポスター掲示、チラシ・ノベルティグッズ等配布 ・ホームページ等での周知 ・ヘルプマークのエピソード募集、掲載による理解促進	公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのマークの普及啓発を図る。
133	高齢者の保護及び社会参加の推進 1 高齢者の実態把握及び被害防止に向けた広報啓発活動の推進 2 高齢者の保護活動の推進	警視庁	1 高齢者の実態把握及び広報啓発活動の推進 高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺、悪質商法等各種犯罪の被害防止のため「DigiPolice」や「メールけいしちよう」といった情報発信ツール、Twitter、ホームページ等を活用し、高齢者やその家族に向けて、これらの犯罪の最新手口等に対する被害防止情報を提供、また高齢者宅を訪問し、被害防止に向けた啓発活動を推進した。 2 高齢者の保護活動の推進 (1) 認知症高齢者の徘徊については、各自治体や関係機関・団体等と連携した保護活動を実施した。 (2) 警察職員に対し、認知症高齢者への的確な対応のため、認知症サポーター養成講座標準教材を活用し、認知症高齢者の特性やその対応に際しての留意事項に関する教養を実施した。 (3) 高齢者虐待への対応では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた適切な対応、個別のケース会議等を通じて区市町村等と情報を相互共有するなどの保護活動を推進した。	高齢者が犯罪の被害に遭うことなく安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。
134	老人クラブの育成 老人クラブの社会奉仕活動、健康促進の活動、生きがいを高める等の老人クラブの社会活動の促進を目的とし、区市町村が補助を行った経費の一部を補助する。	福祉局	・単位老人クラブ数 3,224クラブ ・区市町村老人クラブ連合会数 56団体 ・区市町村老人クラブ会員数 216,556人 ※ 中核市の八王子市のクラブ、連合会及び会員さん数	引き続き、高齢者の社会活動の促進を支援していく。
135	認知症サポーター活動促進事業 認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐチームオレンジの整備を推進する区市町村の職員等に対して必要な研修を行うとともに、区市町村の状況に応じたチームオレンジの立ち上げや活動を支援する。	福祉局	・チームオレンジ設置自治体 17自治体	認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐチームオレンジの整備を推進する。
136	認知症の人の社会参加推進事業 認知症の人と地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設定し、認知症の人が地域の一員として役割を持てるよう、認知症の人の社会参加を推進する区市町村を支援する。	福祉局	令和6年度事業開始	認知症の人と地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設定し、認知症の人が地域の一員として役割を持てるよう、認知症の人の社会参加を推進する。

137	TOKYOユニバーサルウォーキング普及事業 バリアフリーが整ったウォーキングコースを設定するとともに、障害のある方が使いやすい機能を備えたアプリを活用することで、障害のある方の日常的なウォーキングを促進。	生活文化スポーツ局	・バリアフリーコース 5コース設定 ・ウォーキングイベント 86名参加	本事業を通して障害のある方がスポーツ活動に参加するきっかけを提供し、スポーツ実施率の向上につなげる。 また、日常的に身体を動かすことが定着し、健康維持、増進等に寄与する。
再掲	障害者のスポーツ施設利用促進事業 身近な地域のスポーツ施設における障害のある人の利用に際して、施設管理者が配慮すべきポイントを掲載した「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」（令和4年度改訂）について、区市町村等のスポーツ施設での活用を図る。	生活文化スポーツ局	都内スポーツ施設等に対するアンケート・ヒアリング調査の結果等を踏まえ、パラアスリートや施設関係者など全16名からなる検討委員会にて内容を審議し、本マニュアルを改訂。	本事業を通して、都内各所のスポーツ施設における障害のある人の受入れ体制の強化と、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを楽しむための環境整備を促進していく。
138	芸術文化による社会支援助成 障害者をはじめ、高齢者や子供、外国人といった、様々な人々と芸術文化をつなぐ活動や芸術文化を通して社会課題に向き合う活動を支援する。	生活文化スポーツ局	採択件数 第1期 14件 第2期 9件	障害者をはじめ、高齢者や子供、外国人といった、様々な人々と芸術文化をつなぐ活動や芸術文化を通して社会課題に向き合う活動を支援する。
139	クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー 誰もが芸術文化を楽しめるよう、文化施設・事業のアクセシビリティを向上させる情報保障ツールやサポートの先進的かつ質を高める取組を検証・展開する。	生活文化スポーツ局	アクセシビリティに係る先進事例等について、議論、知見共有を行う国際会議を開催	誰もが芸術文化を楽しめるよう、情報保障ツールやサポートの先進的かつ質を高める取組を展開し、文化施設・事業のアクセシビリティを向上させる。
140	芸術文化へのアクセシビリティ向上 都立文化施設において、手話通訳をはじめとした公演の鑑賞等を支援する環境整備の推進や、民間事業に対する鑑賞サポート費の助成等を実施する。	生活文化スポーツ局	令和6年度事業開始	文化施設・文化事業へのアクセシビリティ向上により、あらゆる人が芸術文化を楽しむ環境となっている。
141	文化芸術関連行事の実施 障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の促進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。	福祉局	第37回東京都障害者総合美術展 会場 池袋西武本店 応募 621点 展示 200点 第39回ふれあいコンサート 会場 文京シビックホール 来場者 約1000人	①障害者総合美術展 障害者の文化・芸術活動への参加を促進するために、文化の想像力の開発と育成の場を提供し、障害者の日常生活をより豊かにするとともに、併せて地域社会における障害者に対する理解を深め、もって障害者の福祉の増進を図る。 ②ふれあいコンサート 日頃、本格的なオーケストラ等を鑑賞する機会が少ない障害者をコンサートに招待し、生の芸術に接する機会を設けることにより、障害者の文化芸術活動を育成し、その振興を図ることによって障害者の社会参加の促進と余暇の充実を図る。
142	障害者芸術活動基盤整備事業 障害者の芸術活動の支援拠点を設置し、活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図る。	福祉局	①相談 539件 ②人材育成研修 2回 ③関係者のネットワークづくり ④発表の機会 2回 ⑤専用サイトを活用した情報発信	芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図るため、継続して実施する。
143	障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業 障害者やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、相互理解につなげることを目的に、都内の障害者団体等を通じて、障害者の実演芸術分野の発表者を募集・選定し、都民ホールにおいて発表会を開催する。	生活文化スポーツ局 福祉局	年2回の発表会を開催	障害者の実演芸術分野の発表の機会を定期的に創出し、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、相互理解につなげる。
144	多文化キッズサロン設置支援事業 「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、子供目線の地域の居場所として、多文化キッズサロンを設置する区市町村に対し、その経費の一部を補助する。	子供政策連携室	令和5年度事業開始	令和5年度に2自治体程度で実施し、順次拡大

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

(1) 避難所等の確保及び事前の備え

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
145	社会福祉施設等耐震化促進事業 社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断・耐震改修及び耐震性が確保されている建築物への移転を行う社会福祉施設等に対して補助を行い、耐震化を促進する。	福祉局	令和4年度実績 ・耐震診断 0棟 ・耐震改修 0棟	令和12年度（2030年度）末までに耐震性のない施設をおおむね解消（うち自己所有の施設については耐震化率100%）

再掲	都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化・トイレ整備 障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含め、すべての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化やバリアフリートイレの整備を推進する。	教育庁	障害のある生徒等への対応 【令和4年度実績】 手摺工事 0校 スロープ設置工事 0校 トイレ改修工事 2校（うち、1校で2件の工事。工事全体としては3件）	今後も引き続き、改築・大規模改修を行う際は、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、バリアフリー化を取り入れた設計やバリアフリートイレの整備を行う。
146	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業 高齢者施設に対して、非常用自家発電設備及び給水設備の整備、ブロック塀等の改修等に係る費用の一部を補助することで、高齢者施設の利用者の安全確保を図る。	福祉局	令和4年度実績 ・非常用自家発電設備整備事業 1件 ・水害対策強化事業 0件 ・給水設備整備事業 0件 ・ブロック塀等改修整備事業 1件 ・換気設備の設置に係る経費支援事業 0件	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修、給水設備の整備、水害対策及び換気設備の設置を進める。
147	障害者（児）施設等の防災・減災対策推進事業 障害者（児）施設に対して、非常用自家発電設備及び給水設備の整備、ブロック塀等の改修に係る費用の一部を補助することで、障害者（児）施設の利用者の安全確保を図る。	福祉局	令和4年度実績 自家発電設備 2件	事業の推進を図る。
148	社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業 社会福祉施設等に対して、緊急災害時に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、社会福祉施設等利用者の安全確保を図る。	福祉局	令和6年度新規事業	社会福祉施設に対して、緊急災害時に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者の安全確保を図っていく。

(2) 発災時における避難所等での要配慮者への支援

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
149	災害時における要配慮者の支援体制整備の促進 (災害時要配慮者対策の推進) 令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となるなど、要配慮者の避難支援等の強化が図られ、各区市町村において取組が進められている。都は、効果的・効率的な個別避難計画の作成など、要配慮者支援体制の整備に取り組む区市町村を支援する。	福祉局	○災害時要配慮者対策研修会 1回 ○災害時要配慮者支援体制の整備（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 27区市へ補助	区市町村における要配慮者支援体制整備の推進
150	要配慮者の安全対策 ① 要配慮者世帯を対象とした、住まいの防火防災診断の実施 ② 要配慮者への効果的な情報発信 ③ 要配慮者が参加する防火防災訓練の実施 ④ 住宅火災等から高齢者等の安全を確保するための早期通報受信体制の整備	東京消防庁	①住まいの防火防災診断の実施：2,432件 ②要配慮者の特性に応じた情報発信 【要配慮者向け】 ・リーフレット「地震から命を守る『7つの問いかけ』」配布56,000部 ・ちらし「住まいの防火防災診断 95,000枚 ・ファクシミリ通報カード配布 3,000部 【視覚障害者向け】 ・音声広報CD配布（CD版、DAISY版）1,080枚 ・リーフレット等への音声コードの添付 【聴覚障害者向け】 ・リーフレット「緊急ネット通報のご案内」配布6,600部 ・防災講話等への手話通訳者の派遣 ③要配慮者の防火防災訓練参加人員 26,239人 ④直接通報・代理通報の登録状況 【直接通報】 救急直接通報715世帯 住宅火災直接通報110世帯 【代理通報】 「東京消防庁認定通報事業者」…13社	要配慮者の居住環境の改善、防災行動力の向上を推進することにより、災害や日常生活事故発生時の被害軽減を図る。
151	外国人のための防災対策 外国人のための防災訓練、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練、東京都防災（語学）ボランティアの育成等により、情報提供体制を強化する。	生活文化スポーツ局	・外国人のための防災館ツアーのパイロット実施 ・区市町村・国際交流協会等職員向け防災研修の実施 ・防災（語学）ボランティアの育成 ・防災（語学）ボランティアシステムの運営	外国人に対する防災対策の強化

152	ヘルプカード作成促進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助する。	福祉局	ヘルプカード作成配布 53区市町村	区市町村におけるヘルプカード活用取組を促進する。
再掲	児童・生徒等に対する総合防災教育 地震、火災等の災害や生活事故に対する危険予知・回避能力を高めるため、児童等の発達段階に応じた防災教育(総合防災教育)を教育関係機関等と連携して推進する。	東京消防庁	令和4年度の総合防災教育の実施状況は 5,349件 593,050人	児童等の防災行動力の向上とともに、家庭や地域の防災行動力の向上を図る。

(3) 帰宅困難者対策における要配慮者への支援

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
153	帰宅困難者対策における要配慮者への支援 帰宅困難者対策における要配慮者への視点を踏まえた対応について引き続き広く普及啓発を行う。 また、災害時において、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者を搬送するため国の体制整備を支援する。	総務局	○要配慮者への視点も踏まえた対応内容が含まれる帰宅困難者対策に関する普及啓発や民間事業者への支援を実施 ・一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣20回 ・アドバイザーによるオンラインセミナー 24回 ・新たな普及啓発動画及びポスターの作成 ・新たな普及啓発動画の再生回数 (Youtube) 約93万回 ・3月11日を中心とした普及啓発動画放映 23路線、17駅(週間) ○令和5年2月に実施した帰宅困難者対策訓練において要配慮者搬送訓練を実施	○一時滞在施設等における、要配慮者の視点を十分に踏まえた受け入れ体制整備の促進 ○ 要配慮者も含めた首都圏全体の帰宅ルールの検討

(4) 日常生活における事故防止

No	事業概要	所管局	令和4年度末の状況	事業目標
154	都民生活において生ずる事故防止策の周知 東京消防庁管内の救急搬送データから日常生活事故について分析し、ホームページ、リーフレット等を活用して、情報発信を行い、子供や高齢者を含む全ての都民の日常生活における事故の低減を図り安全・安心な暮らしを確保する。	東京消防庁	・報道発表及び報道機関への広報協力件数 10件 ・関係行政機関、関係業界等への通知 3件 ・ホームページへの事故情報掲載 19件 ・高齢者の事故の低減を目的とした冊子配布 約10万3千冊 ・乳幼児の事故の低減を目的とした冊子配布 約13万2千冊	関係機関と連携し、各種広報媒体や広報手段を通じてタイムリーかつ効果的な情報発信を行い、日常生活事故防止策を周知することにより、日常生活事故及び救急出場の低減を図る。
155	商品等を起因とする事故の防止対策の推進 ○暮らしの中に埋もれがちな「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、その結果に基づく注意喚起情報を効果的に発信する。 ○子供が集まる各種イベント等を通じて、子供の安全に配慮した商品についてPR強化、普及を図ると共に、商品・サービスに関する危害・危険情報を提供する。	生活文化スポーツ局	ヒヤリ・ハット調査や商品テスト等を実施し、その結果に基づく注意喚起情報や動画により、効果的な情報発信を行い、商品やサービスに関する事故の未然防止を図った。 あわせて、子供向け各種イベントにおける普及啓発や子育て支援団体等とのネットワークを活用した啓発、安全に配慮した商品の普及に向けた商品見本市の開催などにより、安全意識の高い消費者行動を促進し、商品等を起因とする事故の防止を図った。	ヒヤリ・ハット調査や商品テスト等を実施し、その結果に基づく注意喚起情報の効果的な情報発信を通じて、商品やサービスに関する事故の未然防止を図る。 あわせて、子供向け各種イベントにおける普及啓発や子育て支援団体等とのネットワークを活用した啓発、安全に配慮した商品の普及に向けた商品見本市の開催などにより、安全意識の高い消費者行動を促進し、商品等を起因とする事故の防止を図る。
156	子供を事故から守る環境づくり ①セーフティ・レビュー事業 子供の事故事例データの収集・共有、分析等を踏まえ、事故予防策を取りまとめ、情報発信する。 ②事故防止情報等リ・デザイン事業 各局の事故予防の広報を取りまとめ、ハンドブックを制作する。 ③事故情報等データベース構築事業 幅広い子供の事故情報を集約して、産官学民が広く利活用できるデータベースを構築する。	子供政策連携室	令和5年度事業開始	①産官学民連携のもと、エビデンス・ベースの事故予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。 ②子供の目線に立った事故予防に関するハンドブックを制作し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。 ③産官学民が事故予防策の検討に活用できるデータベースを構築し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。

用語解説

※1 バリアフリー

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※2 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること

※3 デフリンピック

国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会

※4 都市施設

福祉のまちづくり条例において、多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通など、規則で定める施設。施設を所有又は管理する者は、整備基準への適合努力義務がある。

※5 スパイラルアップ

企画、計画・設計、事業実施、事後評価を繰り返しながら、効果的に計画や事業の改善を行い、段階的かつ継続的にハード、ソフトのより質の高い事業を推進する仕組み

※6 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成26年に批准した。

※7 合理的配慮

行政機関等及び事業者に対し、障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる必要かつ合理的な配慮

※8 アクセシビリティ

障害者等が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービス等を利用できるように環境が整備されていること

※9 インクルーシブ教育

障害の有無や国籍等に関わらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、共に学ぶ多様な場を備えた教育

※10 建築物移動等円滑化誘導基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（義務基準に比べてより望ましい基準）

※11 1ルート

駅出入口からホームまで段差無く移動できるルート（バリアフリールート）の1つ目

※12 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が足裏や白杖でブロック上の突起を認知することにより、進行方向への誘導又は段差等の存在の警告若しくは注意喚起を行うために、歩道や建築物・公共交通施設・公園等の歩行空間における路面に敷設されるブロック

※13 車椅子利用者対応トイレ

車椅子が回転できる広いスペースがあり、便器に移乗するための手すり等の車椅子使用者が円滑に利用するための設備を設けたトイレ

※14 アクセシブル・ツーリズム

障害者や高齢者等、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組の総称

※15 歩行者感应式信号機

画像感知器（カメラ）により自動で歩行者を感知し、横断青時間を延長又は短縮する信号機

※16 視覚障害者用信号機

信号の横断青時間や横断方向を音響で知らせる機能が付いた信号機

※17 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※18 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設の総称

※19 特定道路

バリアフリー法に基づき、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路で国土交通大臣が指定したもの

※20 オープンデータ

機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ

東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。

※21 マスタープラン（移動等円滑化促進方針）

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する移動等円滑化促進地区（旅客施設を含む地区や、高齢者、障害者等が利用する施設を含む地区のうち、マスタープランで指定した地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（※23参照）の作成に繋げていくことをねらいとしたもの

※22 重点整備地区

旅客施設を含む地区や、高齢者、障害者等が利用する施設を含む地区のうち、バリアフリー基本構想（※23参照）で指定した地区

※23 バリアフリー基本構想（移動等円滑化基本構想）

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※24 教育啓発特定事業

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき区市町村や施設設置管理者等が実施する事業

※25 地域福祉推進区市町村包括補助事業

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する地域の福祉・保健・医療の推進に係る基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を、東京都が支援する事業

※26 優先駐車区画

車椅子利用者用駐車区画とは別に、施設設置管理者等の取組として、施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な人向けの駐車区画

※27 とうきょうユニバーサルデザインナビ

高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト

※28 障害者等用駐車区画

車椅子利用者等、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画で、車椅子利用者用駐車区画とそれ以外の区画を含む

※29 オストメイト用設備

主に人工膀胱・人工肛門を造設したオストメイトが、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するために使用する汚物流し（洗浄装置・水洗を含む）や付帯設備のこと

※30 介助用ベッド

おむつ交換台が使えない年齢の子供から大人まで、ベッド上での着替えやおむつ交換、自己導尿等による排泄のために使用することが多い大型のベッドのこと

※31 デイジー（DAISY）

視覚障害者等のためのデジタル録音図書の国際標準規格。音声データを独自の形式で圧縮し、章や節ごとに「見出し」をつけることができる検索性の高い音声媒体。専用の再生機や、専用のソフトをインストールしたパソコンが必要

※32 ユニバーサルコミュニケーション技術

音声を多言語でテキストに変換し、これをディスプレイに表示するなど、国籍、障害に

関わらないスムーズなコミュニケーションを支援する技術

※33 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク

※① 内部障害

からだの内部に障害があること

身体障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある

※② 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

※34 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※35 福祉避難所

要配慮者に対し、医療や介護など必要なサービスを提供するための避難所

区市町村が、社会福祉施設等をあらかじめ指定している。耐震・耐火構造に加えてバリアフリー化されている建物であり、要配慮者が支援を受けることができる体制が整備されていることを要件としている。

広義の福祉避難所には、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。

※36 個別避難計画

避難行動要支援者（高齢者や障害者等、災害時に一人では避難することが困難な人）について、支援者や避難場所、避難時配慮等をあらかじめ記載したもの

※ 37 ヘルプカード

障害のある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード